

# 第8期 高齢者福祉計画・介護保険事業計画

令和3年度～令和5年度



**IBUSUKI**

令和3年3月  
指宿市

## 第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定にあたって

総務省の発表によると、2020年（令和2年）の日本の高齢化率は28.7%であり、2025年（令和7年）に30.0%に、2040年（令和22年）には35.3%に達すると見込まれている中、本市においては、2020年（令和2年）に39.0%となり、国の平均を大きく上回っている状況です。

介護保険制度は、創設から20年が経過し、国内の介護サービス利用者は創設当時の3倍を超える550万人に達しており、今後更に介護サービス需要が増加・多様化することが見込まれています。

令和3年度からの3年間を計画期間とする、第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画では、

「すべての人が健康で安心して生き生きと暮らせるまち」を基本理念に、5つの重点項目として「認知症施策の総合的推進」、「在宅での医療と介護の連携強化」、「地域支え合い体制づくりの推進」、「介護給付費等の適正化」、「2025年・2040年を見据えたサービス基盤・人的基盤の整備」を定めております。

これまで本市においても、地域包括ケアシステムを推進する観点から、生活支援やこぼれ体操等の介護予防、認知症施策の取組等を進めてまいりましたが、複雑化・複合化する支援ニーズに対応するため、今後は包括的な支援体制の構築、社会福祉基盤の整備と併せた地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を図っていく必要があります。

市民の皆様がいつまでも元気に暮らし、また住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていくことができるよう、高齢者福祉の施策推進・介護保険事業の円滑な運営を図るとともに、関係機関・団体の皆様におかれましては、今後ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提案を賜りました指宿市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、各種調査等にご協力いただいた皆様に心から感謝申し上げます。

2021年（令和3年）3月



指宿市長 豊留 悦男



# 目 次

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| 第1章 計画策定の基本的な考え方              | 1  |
| 第1節 計画策定の基本的事項                | 1  |
| 1 計画策定の背景                     | 1  |
| 2 計画の位置づけ及び計画期間               | 2  |
| 3 計画の策定及び進行管理の体制              | 3  |
| 4 計画策定の視点                     | 5  |
| 第2節 計画の基本理念と基本目標              | 7  |
| 1 計画の基本理念                     | 7  |
| 2 計画の基本目標                     | 8  |
| 第3節 日常生活圏域の設定                 | 9  |
| 1 日常生活圏域の考え方                  | 9  |
| 2 日常生活圏域の設定                   | 9  |
| 第2章 本市高齢者を取り巻く現状              | 11 |
| 第1節 高齢者等の現状                   | 11 |
| 1 人口構成の状況                     | 11 |
| 2 要支援・要介護者の状況                 | 13 |
| 第2節 実態調査からみた高齢者の状況            | 14 |
| 1 実態調査の概要                     | 14 |
| 2 日常生活の状況                     | 14 |
| 3 社会参加の状況                     | 14 |
| 4 主な介護者の状況                    | 16 |
| 5 介護保険サービスの状況                 | 16 |
| 6 高齢者の介護の意向                   | 18 |
| 7 高齢者の就業の意向                   | 20 |
| 第3章 高齢者福祉・介護保険事業施策の推進         | 21 |
| 第1節 本計画の目指すところ                | 21 |
| 1 地域包括ケアシステムの深化・地域共生社会の実現に向けて | 21 |
| 2 施策の体系                       | 23 |
| 3 重点項目                        | 24 |

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 第2節 介護予防への取組                   | 26 |
| 1 介護予防の総合的な推進                  | 26 |
| 2 健康づくりの推進                     | 29 |
| 3 生きがいづくり・社会参加の促進              | 32 |
| 第3節 介護への取組                     | 35 |
| 1 介護サービスの円滑・適正な運営              | 35 |
| 2 介護サービス基盤の整備                  | 39 |
| 3 家族介護者への支援の充実                 | 41 |
| 第4節 地域包括ケアへの取組                 | 42 |
| 1 地域ネットワークづくり                  | 42 |
| 2 認知症施策の総合的推進                  | 44 |
| 3 権利擁護の推進                      | 48 |
| 4 在宅医療・介護の連携推進・強化              | 49 |
| 5 地域支え合い体制づくりの推進               | 51 |
| <br>                           |    |
| 第4章 介護保険給付等対象サービスの見込み          | 57 |
| 第1節 居宅サービス等の見込量                | 57 |
| 1 訪問介護                         | 57 |
| 2 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護            | 57 |
| 3 訪問看護・介護予防訪問看護                | 58 |
| 4 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション  | 58 |
| 5 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導        | 59 |
| 6 通所介護                         | 59 |
| 7 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション  | 59 |
| 8 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護        | 60 |
| 9 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護        | 60 |
| 10 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護 | 61 |
| 11 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与           | 62 |
| 12 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費     | 62 |
| 13 住宅改修費・介護予防住宅改修費             | 63 |
| 14 居宅介護支援・介護予防支援               | 63 |
| <br>                           |    |
| 第2節 施設サービスの見込量                 | 64 |
| 1 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）          | 64 |
| 2 介護老人保健施設（老人保健施設）             | 64 |
| 3 介護医療院                        | 64 |
| 4 介護療養型医療施設                    | 65 |

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| 第3節 地域密着型サービス等の見込量              | 66 |
| 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護              | 67 |
| 2 夜間対応型訪問介護                     | 67 |
| 3 地域密着型通所介護                     | 67 |
| 4 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護     | 67 |
| 5 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護   | 67 |
| 6 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護 | 68 |
| 7 地域密着型特定施設入居者生活介護              | 68 |
| 8 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護          | 69 |
| 9 看護小規模多機能型居宅介護                 | 69 |

## 第5章 地域支援事業の見込み 70

|                   |    |
|-------------------|----|
| 1 地域支援事業について      | 70 |
| 2 地域支援事業の費用の見込み   | 71 |
| 3 第1号訪問事業の見込み     | 72 |
| 4 第1号通所事業の見込み     | 72 |
| 5 第1号介護予防支援事業の見込み | 72 |

## 第6章 第1号被保険者の介護保険料の設定 73

|                      |    |
|----------------------|----|
| 第1節 第8期第1号被保険者の介護保険料 | 73 |
| 1 第8期介護保険料の算定        | 73 |
| 2 第8期介護保険料の所得段階区分    | 75 |
| 3 第8期介護保険料の設定        | 76 |

### 資料編

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 指宿市成年後見制度利用促進基本計画            | 78 |
| 指宿市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱 | 80 |
| 指宿市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会名簿   | 81 |



# 第1章 計画策定の基本的な考え方

## 第1節 計画策定の基本的事項

### 1 計画策定の背景

日本の高齢化率は、2015年（平成27年）の26.3%（国勢調査）で4人に1人を上回る状況から、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口（平成30年推計）によれば、2025年（令和7年）に30.0%に達し、2040年（令和22年）には35.3%で3人に1人を上回ると推計しています。また、高齢者人口に占めるひとり暮らしの高齢者の割合は、2025年（令和7年）で男性14.6%、女性22.6%と見込まれ、認知症高齢者の数は、2025年（令和7年）で約700万人と、65歳以上の高齢者の約5人に1人に達することが見込まれています。本市においても、2020年（令和2年）9月末時点で高齢化率が39.0%と国の平均を大きく上回っています。

一方、平成12年4月にスタートした介護保険制度は、約20年を経過し、この間の高齢者人口の増加に伴い、要介護・要支援認定者数や介護給付費も増加しており、高齢者福祉の増進と介護保険制度の安定運営のためには、新たな発想での施策展開が求められています。これまで介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、様々な制度改正が実施されてきました。

こうした状況下、介護保険事業計画は、第6期（平成27年度～29年度）から「団塊の世代」が75歳以上となる2025年に向けての「地域包括ケア計画」として位置づけられ、第5期の介護保険事業計画から開始された地域包括ケアシステム<sup>注1</sup>構築の取組を承継・発展させていくことが求められています。

さらに、第8期においては、令和7年（2025年）・令和22年（2040年）を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備、地域共生社会の実現等を基本指針に掲げ計画を策定していくこととなります。

これまで、本市においては、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、第7期までの計画において、様々な施策に取り組むとともに、総合的な施策を展開してきました。第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画では、限りある経営資源を有効活用し、これまでの成果や課題、新たな国の動向を踏まえ、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される、本市にあった地域包括ケアシステムの構築・深化、地域共生社会の実現を図っていきます。

---

注1 地域包括ケアシステム：高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、住宅が提供されることを基本とした上で、医療、介護、予防、生活支援サービスを継ぎ目なく連続的かつ包括的に日常生活圏域で提供をしていくという考え方。また、その体制をいう。

## 2 計画の位置づけ及び計画期間

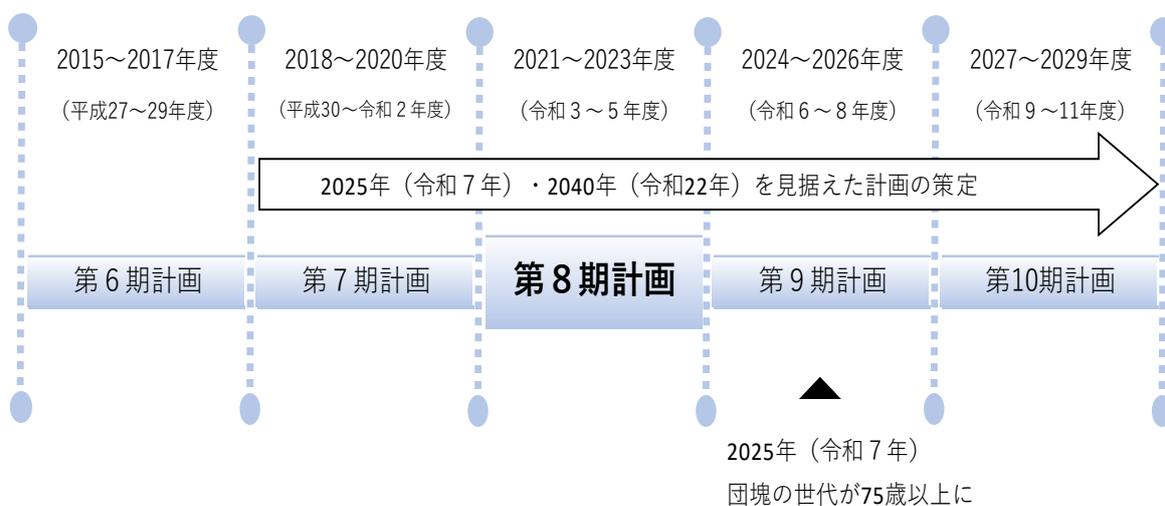
### (1) 計画の位置づけ

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく法定計画であり、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画として策定します。介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づく法定計画であり、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画として策定します。本市ではこれらを一体的に策定しています。第8期計画においては、団塊の世代が75歳以上となる2025年（令和7年）や団塊ジュニアが65歳以上となってくる2040年（令和22年）を見据えた上で、2021年度（令和3年度）から3年間の施策展開の考え方や方策、施策の目標及び介護サービス量等の見込みを定めます。

### (2) 計画期間

本計画は、2021年度（令和3年度）を初年度とし、2023年度（令和5年度）までの3年間を計画期間とします。また、前述したように2025年（令和7年）・2040年（令和22年）を見据え、本市の推計人口等から導かれた介護需要等、長期的な視点も踏まえた計画とします。なお、本計画策定後に、社会状況の変化等に伴い計画の見直し等が生じた場合には、必要な改定等を行うものとします。

図表1-2-1 計画期間



### (3) 上位計画・関連計画との関係

本計画は、将来における本市のあるべき姿と進むべき方向について、基本的な指針を定めた最上位計画である「指宿市総合振興計画」との整合性を図った上で策定します。また、高齢者福祉施策に関連する他の計画との調和を保ちながら本計画の策定を行います。

### 3 計画の策定及び進行管理の体制

#### (1) 計画策定の体制

##### ① 計画策定委員会等の設置

高齢者福祉事業及び介護保険事業は、幅広い関係者の参画により、本市の特性に応じた事業展開が期待されるため、本計画策定に当たっては、行政機関内部だけでなく、学識経験者、被保険者（地域住民）代表、本市の高齢者保健福祉分野に関わる団体・事業者で構成する「指宿市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」を設置します。

##### ② 行政機関内部における計画策定体制の整備

本計画は、高齢者福祉事業及び介護保険事業の運営主管課である長寿支援課及び国保介護課を中心に、福祉担当課、保健予防担当課及び保険料担当課等により構成した「庁内検討部会」を設置し、保健・福祉・介護・医療の綿密な連携を図りながら策定します。

#### (2) 計画策定の経緯

計画の策定に当たっては、市民の皆様のご意見を反映させるために、次の取組を行っています。

##### ① 実態調査の実施

調査基準日：2019年（令和元年）10月1日

調査の種類：

###### ・一般高齢者調査

調査基準日現在で介護保険の被保険者であり、65歳以上の者

###### ・在宅要介護（要支援）者

調査基準日現在で介護保険の被保険者であり、介護保険施設入所者を除く要介護（要支援）者

###### ・若年者調査

調査基準日現在で40～64歳である者かつ住所を有している者

図表1-3-1 実態調査の概要

| 調査種別          | 調査件数 | 回収件数 | 回収率   |
|---------------|------|------|-------|
| 一般高齢者調査       | 500件 | 495件 | 99.0% |
| 在宅要介護（要支援）者調査 | 431件 | 415件 | 96.3% |
| 若年者調査         | 500件 | 494件 | 98.8% |

図表1-3-2 計画策定委員会の開催

|     | 期 日        | 議 題   |
|-----|------------|---|
| 第1回 | 令和2年10月7日  | ○委員の委嘱状交付及び会長・副会長の選任<br>○計画策定の概要及び策定スケジュール<br>○介護保険制度の改正について<br>○施設等の整備について 等 |
| 第2回 | 令和2年11月25日 | ○第8期計画の方針・方向性・骨子・素案について<br>○認知症対応型共同生活介護について 等                                |
| 第3回 | 令和3年1月27日  | ○第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画（最終案）について 等   |

### (3) 計画の進行管理及び点検

本計画を着実に推進していくため、関係各課及び関係機関がそれぞれの担当する施策の進捗状況を把握・点検します。また、施策の進捗状況の点検結果等の評価を行うとともに、サービスの必要量や供給量、質等について、適宜サービス事業者に対して調査を行うなど、現状把握に努め、計画の具現化の検証・評価に活かします。

また、計画の進行状況の点検・評価を行うための組織を設置し、計画に記載した取組と目標の達成状況などを点検するとともに、計画に盛り込んだ各施策が、市民のニーズや地域の状況に応じ有効に機能しているかなどについて評価します。ここで評価した内容についてはホームページ等で公表していきます。

## 4 計画策定の視点

第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に当たっては、地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保できる体制（地域包括ケアシステム）をより深化・推進していくことが求められています。

第8期では、2025年（令和7年）及び2040年（令和22年）を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備を検討することとしています。

国において、以下の基本的考え方（基本指針）が示されています。

図表1-4-1 基本指針の主なもの（抜粋）

### 第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項

- 1 地域包括ケアシステムの基本的理念
  - (1) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進
  - (2) 介護給付等対象サービスの充実・強化
  - (3) 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備
  - (4) 日常生活を支援する体制の整備
  - (5) 高齢者の住まいの安定的な確保
- 2 2025年及び2040年を見据えた目標
- 3 医療計画との整合性の確保
- 4 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進
- 5 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する事業
- 6 介護に取り組む家族等への支援の充実
- 7 認知症施策の推進
- 8 高齢者虐待の防止等
- 9 介護サービス情報の公表
- 10 効果的・効率的な介護給付の推進
- 11 都道府県による市町村支援並びに都道府県、市町村間及び市町村相互間の連携
- 12 介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進

（新規）

○保険者機能強化推進交付金等の活用

拡充された交付金を活用した高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組の重要性等について記載

○災害・感染症対策に係る体制整備

近年の災害発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載

図表1-4-2 第8期の計画策定に向けて

**1 2025・2040年を見据えたサービス基盤・人的基盤の整備**

○2025・2040年を見据え、地域ごとに推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定

**2 地域共生社会の実現**

○地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について

**3 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）**

○一般介護予防事業の推進に関しての「P D C Aサイクルに沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」

○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について

○自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組の例示として就労的活動等について

○総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定

○保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について

○在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえる

○要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標については国で示す指標を参考に

○P D C Aサイクルに沿った推進に当たり、データの利活用を進めることやそのための環境整備について

**4 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化**

○住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況について

○整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定

**5 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進**

○認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、5つの柱に基づき記載

○教育等他の分野との連携に関する事項について

**6 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化**

○介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について

○介護現場における業務仕分けやロボット・I C Tの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新等の具体的な方策について

○総合事業等の担い手確保に関する取組の例示としてボランティアポイント制度等について

○要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について

○文書負担軽減に向けた具体的な取組について

**7 災害や感染症対策に係る体制整備**

○近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について

## 第2節 計画の基本理念と基本目標

### 1 計画の基本理念

第2次指宿市総合振興計画（2016～2025年）において、「豊かな資源が織りなす食と健幸のまち」を目指すべきまちの姿（将来都市像）とし、その中で保健医療福祉分野では、「すべての人が健康で安心して生き生きと暮らせるまち」を基本目標とし、様々な施策を推進しています。本計画においては上位計画と整合性を図り、さらに、令和22年（2040年）をも視野に入れた計画として策定します。今後の本格的な長寿社会に対応するために、本市の特性である温暖な気候や温泉、健康産業都市や保養観光都市としての様々な地域資源を活かしながら、高齢者が生涯にわたって健康でいきいきと自立して暮らすことができるよう、高齢者に関わる福祉施策及び介護保険事業施策を総合的に推進するため、次の基本理念を定めます。

### 基本理念

## 『すべての人が健康で安心して生き生きと暮らせるまち』

---

高齢者一人ひとりが生涯にわたり健康で生きがいをもって楽しく生活できるよう、市全体で取り組んでいる「健幸のまちづくり」を推進する中で、「高齢者の社会参加の意欲向上」、「健康の保持・増進に対する意欲向上」、そして高齢者が介護を要する状態になっても、必要に応じてサービスを利用しながら家庭や地域の中で自立した生活が送れるよう、「地域包括ケアシステムの構築・深化」を推進し、地域共生社会<sup>注1</sup>の実現に向け取り組んでいきます。

---

※注1 地域共生社会：高齢者介護、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者支援など制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、住民一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会をいう（地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律52号））

## 2 計画の基本目標

### 基本目標① 介護予防の視点

#### 高齢者が地域の一員として社会参加し、元気をつなぐまちづくり

明るく活力ある高齢社会とするためには、高齢者の多様な価値観が尊重され、意欲や能力に応じて自己実現を図り、主体的に生活できる環境を整備することが大切です。高齢者が社会貢献を意識しながら、生きがいのある生活を送り、地域社会の一員として元気に参加できるまちづくりに努めます。また、健康づくりから介護予防までの一貫した取組をさらに推進するとともに、元気な高齢者が介護予防・日常生活支援総合事業の担い手となるような仕組みづくりを推進します。

### 基本目標② 介護の視点

#### 高齢者の自立した生活を支える基盤づくり

その人らしい暮らしとは、それまで築いてきた人間関係や地域との関係が断ち切られることなく、住み慣れた地域で安心した生活を続けられることです。要介護（要支援）状態や認知症になっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活を継続でき、安心して暮らし続けることのできる地域共生社会の実現を目指します。また、経済的理由などにより保険料の負担や介護サービスの利用が困難な方に対する適切な対策を実施します。

### 基本目標③ 地域包括ケアの視点

#### 地域みんなで支え合い、心のふれあうまちづくり

地域における高齢者のさまざまな福祉課題や生活課題の解決に向けて、保健・医療・福祉などの分野の地域資源を幅広く活用するとともに、社会福祉協議会<sup>注2</sup>をはじめとする関係団体や地域住民、コミュニティ組織、ボランティア、その他の地域での自主的な活動に期待し、これらの活動が発展するように支援します。また、要介護（要支援）状態や認知症になっても、住み慣れた地域で暮らし続けるために、医療と介護が連携して在宅介護を支えるシステムや認知症に対して適切に早期対応ができる支援システムの構築を図ります。

注2 社会福祉協議会:社会福祉法に基づき設置された福祉団体で、市町村に一つずつ常設されている公共性の高い民間福祉団体

### 第3節 日常生活圏域の設定

#### 1 日常生活圏域の考え方

日常生活圏域については、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案して、各市町村の高齢化のピーク時までには、目指すべき地域包括ケアシステムを構築することを念頭において定めることとされています。そこで、介護が必要となっても住み慣れた地域での生活を継続するためには、福祉施設や医療機関などの施設整備や介護保険サービスを充実させることはもとより、住みやすい「住まい」や他の公共施設、交通機関、そして、これらの地域資源をつなぐ人的ネットワークが重要となります。このような地域資源を高齢者の生活する範囲内で有機的に連携させ、地域包括ケアの充実を図っていきます。

#### 2 日常生活圏域の設定

介護が必要となっても住み慣れた地域において生活を継続することができるよう、市内を2つの「日常生活圏域」に分け、その圏域ごとに地域密着型サービスのサービス量を見込むとともに、介護施設等のバランスのとれた整備を推進します。

図表1-3-1 各圏域の概況

|      |         | 面積                    | 人口      | 高齢者数    | 高齢化率  |
|------|---------|-----------------------|---------|---------|-------|
| 圏域 1 | 指宿地域    | 78.38km <sup>2</sup>  | 26,342人 | 9,370人  | 35.6% |
| 圏域 2 | 山川・開聞地域 | 70.63km <sup>2</sup>  | 13,471人 | 6,138人  | 45.6% |
| 計    |         | 149.01km <sup>2</sup> | 39,813人 | 15,508人 | 39.0% |

※人口、高齢者数は2020年(令和2年)9月30日現在

図表1-3-2 各圏域の地域密着型サービスの整備状況

|      |         | 認知症対応型共同生活介護 |     | 特定施設入居者生活介護 |    | 小規模多機能型居宅介護 |     | 老人福祉施設入所者生活介護 |    |
|------|---------|--------------|-----|-------------|----|-------------|-----|---------------|----|
|      |         | 箇所数          | 定員  | 箇所数         | 定員 | 箇所数         | 定員  | 箇所数           | 定員 |
| 圏域 1 | 指宿地域    | 9            | 117 | 0           | 0  | 4           | 112 | 2             | 58 |
| 圏域 2 | 山川・開聞地域 | 6            | 81  | 1           | 29 | 1           | 29  | 1             | 20 |
| 計    |         | 15           | 198 | 1           | 29 | 5           | 141 | 3             | 78 |

※箇所数・定員は2020年(令和2年)9月30日現在

図表1-3-3 各圏域と地域密着型サービス事業所の配置



- **グループホーム**
  - ① 指宿みどり館  
指宿市東方7521番地3
  - ② グループホームほほえみ  
指宿市東方314番地1
  - ③ 千寿園ケアホーム  
指宿市十町2523番地1
  - ④ グループホームえがお  
指宿市十町2392番地2
  - ⑤ グループホーム サンテ・ヴィラージュ  
指宿市東方8110番地1
  - ⑥ グループホーム遊花里  
指宿市山川岡児ヶ水1211番地
  - ⑦ グループホームかいもん  
指宿市開間十町1330番地1
  - ⑧ グループホームどりーむ  
指宿市開間十町5210番地4
  - ⑨ グループホームさくら  
指宿市山川金生町44番地
  - ⑩ グループホーム秋桜畑  
指宿市十二町503番地6
  - ⑩ グループホームあおぞら（予定）  
指宿市十二町503番地6
  - ⑪ グループホームすもも  
指宿市東方2337番地9
  - ⑪ グループホームすももの里  
指宿市東方2337番地5
  - ⑫ グループホームどりーむ大山  
指宿市山川大山2951番地
  - ⑬ グループホームオリビンの風  
指宿市開間川尻4958番地1
  - ⑭ グループホームふれあい  
指宿市東方8714番地3
- **介護付有料老人ホーム**
  - ⑮ 介護付有料老人ホーム 愛  
指宿市開間十町1305番地
- **小規模多機能型居宅介護事業所**
  - ⑯ 小規模多機能ホーム 伝  
指宿市十町2386番地3
  - ⑰ 小規模多機能型居宅介護徒然館  
指宿市大牟礼四丁目4-19
  - ⑨ ケアホーム 合歓の木  
指宿市山川金生町46番地
  - ⑱ ケアホームゆとり  
指宿市西方4915番地2
  - ⑲ 小規模多機能ホームあいおい  
指宿市十二町88番地15
- **定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所**
  - ⑰ いぶすきケアネット  
指宿市大牟礼四丁目4-8
- **介護老人福祉施設入所者生活介護**
  - ⑥ 徳光苑アネックス  
指宿市山川岡児ヶ水1212番地1
  - ⑲ あいおいの郷  
指宿市十二町88番地15
  - ⑳ サンピアよつ葉  
指宿市東方10235番地1

## 第2章 本市高齢者を取り巻く現状

### 第1節 高齢者等の現状

#### 1 人口構成の状況

本市の総人口は2020年（令和2年）9月30日現在で39,813人となっており、65歳以上の高齢者人口は15,508人、総人口に占める割合は39.0%となっています。第7期計画のスタート時点である2018年（平成30年）と比較して、総人口は1,278人の減少がみられる一方、高齢者人口は260人増加しています。前期高齢者（65歳以上75歳未満）、後期高齢者（75歳以上）別にみると、前期高齢者は376人増加、後期高齢者は116人減少しています。それぞれの総人口に占める割合は前期高齢者18.6%、後期高齢者20.4%となっています。第8期計画の終了年度である2023年度（令和5年度）までの見通しをみると、総人口は37,470人と減少傾向が続くことが予想され、高齢者人口も後期高齢者の増加が見込まれますが、高齢者人口全体では、2020年（令和2年）をピークに減少傾向に転じると予想されます。総人口減少のペースが大きいことから、高齢化率は2022年（令和4年）以降、40%を超えてくることが見込まれています。

また、団塊の世代が75歳以上になる2025年（令和7年）、さらに、2040年（令和22年）の推計では、総人口及び高齢者人口の減少が続く見通しですが、2040年（令和22年）には後期高齢者の割合が現状より10ポイント近く上昇するとともに、高齢化率も42.7%に達すると推計されています。

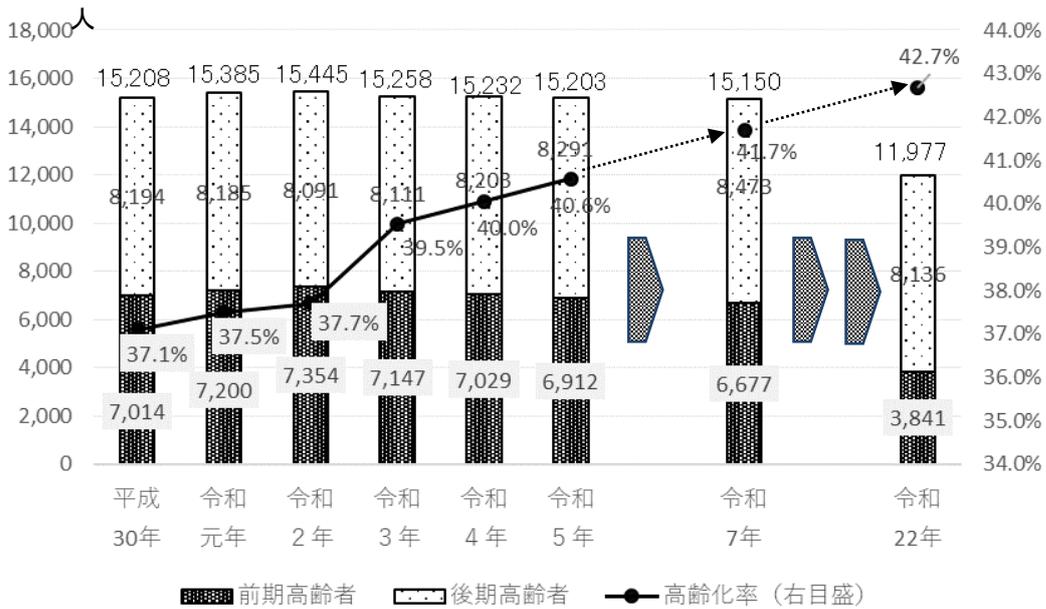
図表2-1-1 総人口及び高齢者人口の推移と見込み

|        | 2018年   | 2019年  | 2020年  | 2021年  | 2022年  | 2023年  | 2025年  | 2040年   |
|--------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
|        | (平成30年) | (令和元年) | (令和2年) | (令和3年) | (令和4年) | (令和5年) | (令和7年) | (令和22年) |
| 総人口    | 41,091  | 40,411 | 39,813 | 38,597 | 38,033 | 37,470 | 36,341 | 28,063  |
| 40～64歳 | 12,513  | 12,105 | 11,849 | 11,324 | 11,083 | 10,840 | 10,356 | 7,988   |
| 前期高齢者  | 7,014   | 7,200  | 7,390  | 7,147  | 7,029  | 6,912  | 6,677  | 3,841   |
| 65～69歳 | 4,027   | 3,968  | 3,839  | 3,654  | 3,521  | 3,389  | 3,124  | 2,017   |
| 70～74歳 | 2,987   | 3,232  | 3,551  | 3,493  | 3,508  | 3,523  | 3,553  | 1,824   |
| 後期高齢者  | 8,234   | 8,228  | 8,118  | 8,111  | 8,203  | 8,291  | 8,473  | 8,136   |
| 75～79歳 | 2,650   | 2,648  | 2,542  | 2,637  | 2,760  | 2,884  | 3,131  | 1,938   |
| 80～84歳 | 2,342   | 2,309  | 2,254  | 2,182  | 2,159  | 2,135  | 2,089  | 2,280   |
| 85歳以上  | 3,242   | 3,271  | 3,322  | 3,292  | 3,284  | 3,272  | 3,253  | 3,918   |
| 65歳以上  | 15,248  | 15,428 | 15,508 | 15,258 | 15,232 | 15,203 | 15,150 | 11,977  |
| 高齢化率   | 37.1%   | 38.2%  | 39.0%  | 39.5%  | 40.0%  | 40.6%  | 41.7%  | 42.7%   |
| 前期高齢者  | 17.1%   | 17.8%  | 18.6%  | 18.5%  | 18.5%  | 18.4%  | 18.4%  | 13.7%   |
| 後期高齢者  | 20.0%   | 20.4%  | 20.4%  | 21.0%  | 21.6%  | 22.1%  | 23.3%  | 29.0%   |

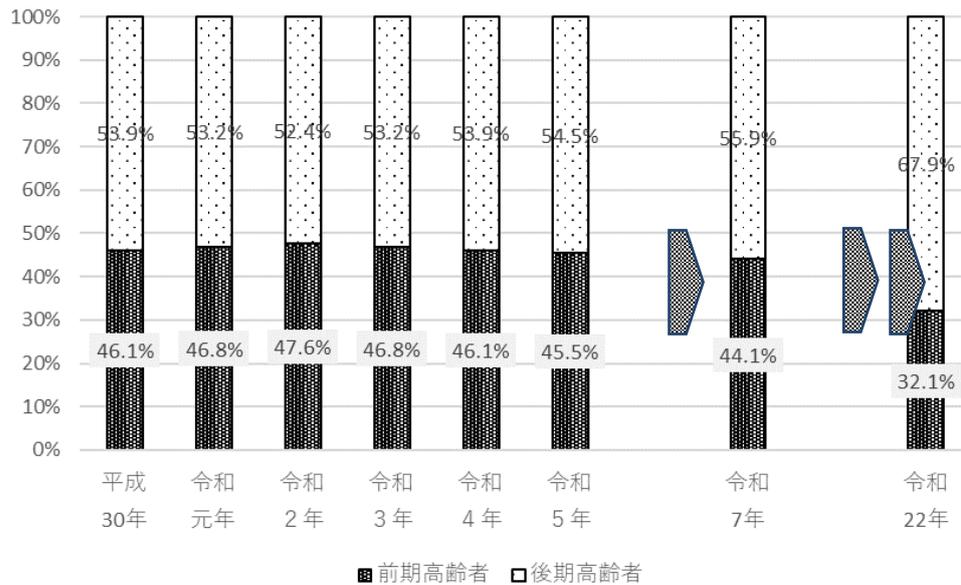
注1: 網掛けは第8期計画期間

注2: 平成30年～令和2年は住民基本台帳各年9月末現在、令和3年以後は、国が示した生残率、純移動率等により推計した。

図表2-1-2 高齢者人口の推移と見込み



図表2-1-3 高齢者の構成比



なお、認知症の人の将来推計については、国の研究成果をもとに計算すると2025年（令和7年）に3,000人前後（高齢者の19.0%～20.6%）、2040年（令和22年）に2,563～3,042人（同21.4～25.4%）と推計されます。

図表2-1-4 認知症の人の将来推計

|                         |     | 2020年（令和2年）  | 2025年（令和7年）  | 2040年（令和22年） |
|-------------------------|-----|--------------|--------------|--------------|
| 各年齢の認知症有病率が一定の場合～上昇する場合 | 指宿市 | 2,267～2,791人 | 2,878～3,120人 | 2,563～3,042人 |
|                         | 国   | 602～631万人    | 675～730万人    | 802～953万人    |

## 2 要支援・要介護者の状況

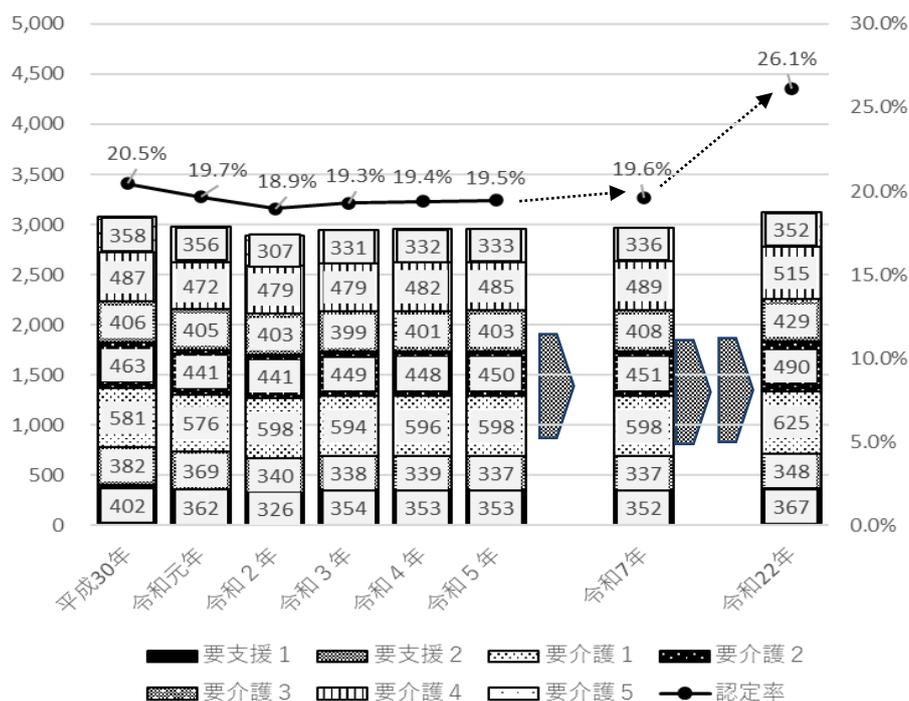
2020年（令和2年）9月30日現在の本市の第1号被保険者の要介護（要支援）認定者数は2,894人、認定率18.6%となっています。第8期計画期間では、高齢者の増加に伴い要介護（要支援）認定者も増加することが見込まれ、2023年（令和5年）には2,959人、認定率19.5%になることが予想されます。

また、団塊の世代が75歳以上になる2025年（令和7年）及び2040年（令和22年）の推計では、要介護（要支援）認定者数の増加傾向が続くと予想されます。特に、85歳以上の人口が高水準を維持する見通しで、2040年（令和22年）では、認定者数3,126人、認定率は26.1%となることが推計されています。

図表2-1-5 要介護認定者数（第1号被保険者）の推移と見込み

|       |      | 2018年   | 2019年  | 2020年  | 2021年  | 2022年  | 2023年  | 2025年  | 2040年   |
|-------|------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
|       |      | (平成30年) | (令和元年) | (令和2年) | (令和3年) | (令和4年) | (令和5年) | (令和7年) | (令和22年) |
| 要介護度別 | 要支援1 | 402     | 362    | 326    | 354    | 353    | 353    | 352    | 367     |
|       | 要支援2 | 382     | 369    | 340    | 338    | 339    | 337    | 337    | 348     |
|       | 要介護1 | 581     | 576    | 598    | 594    | 596    | 598    | 598    | 625     |
|       | 要介護2 | 463     | 441    | 441    | 449    | 448    | 450    | 451    | 490     |
|       | 要介護3 | 406     | 405    | 403    | 399    | 401    | 403    | 408    | 429     |
|       | 要介護4 | 487     | 472    | 479    | 479    | 482    | 485    | 489    | 515     |
|       | 要介護5 | 358     | 356    | 307    | 331    | 332    | 333    | 336    | 352     |
| 総数    |      | 3,079   | 2,981  | 2,894  | 2,944  | 2,951  | 2,959  | 2,971  | 3,126   |
| 認定率   |      | 20.5%   | 19.8%  | 18.9%  | 19.3%  | 19.4%  | 19.5%  | 19.6%  | 26.1%   |

図表2-1-6 要介護認定者数（第1号被保険者）の推移及び認定率



## 第2節 実態調査からみた高齢者の状況

### 1 実態調査の概要

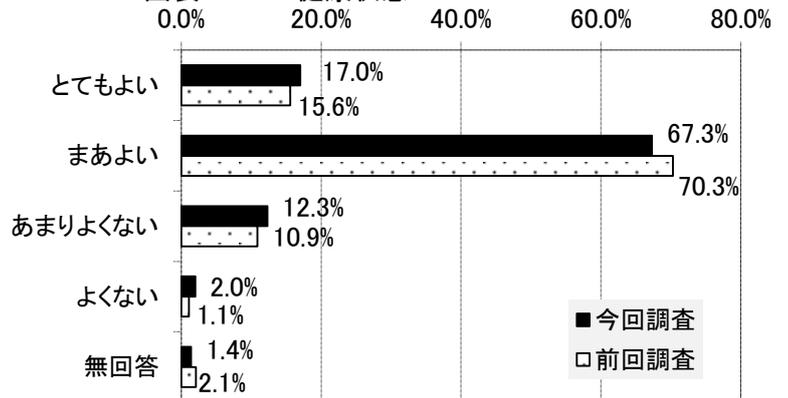
2019年（令和元年）10月1日を基準日として、介護保険の被保険者（65歳以上のみ）を対象としたアンケート調査を実施しました。その結果に基づき、高齢者の日常生活や社会参加の状況、介護者や介護保険サービスの状況等について、抜粋して整理しました。

### 2 日常生活の状況

#### (1) 健康状態

一般高齢者の日常生活の状況についてみると、現在の健康状態としては、「とてもよい」「まあよい」の合計が84.3%と前回調査（2016年（平成28年）、以下同様）の85.9%に比べやや低下し、「よくない」「あまりよくない」合計が14.3%（同12.0%）とやや上昇しています。

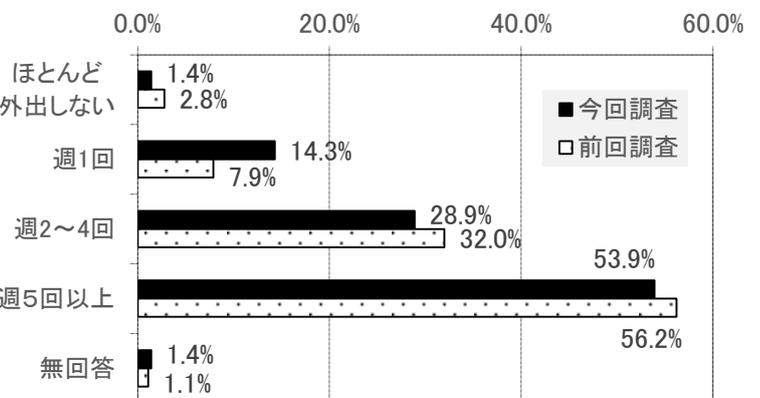
図表 2-1-1 健康状態



#### (2) 外出の頻度

外出の頻度については、「週5回以上」が53.9%（同56.2%）で最も多く、次いで「週2～4回」が28.9%（同32.0%）、「ほとんど外出しない」が1.4%（同2.8%）などとなっています。週1回でも外出する高齢者の割合が上昇していることがわかります。

図表 2-1-2 外出の頻度

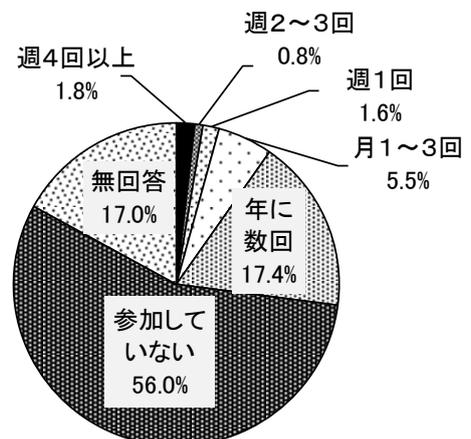


### 3 社会参加の状況

#### (1) 老人クラブ

老人クラブへの参加状況についてみると、最も多いのが「参加していない」で56.0%（前回調査54.7%）となっており、次いで「年に数回」が17.4%（同11.6%）となっています。「参加していない」割合を比較すると1.3ポイント上昇しており、老人クラブへの高齢者の参加割合は半数以下にとどまっていることがうかがえます。

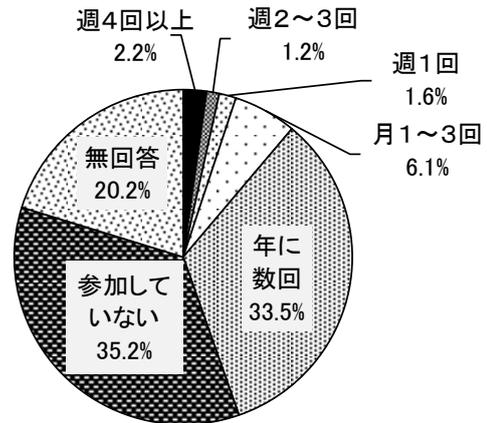
図表 2-1-3 老人クラブへの参加頻度



## (2) 町内会・自治会

町内会・自治会への参加状況についてみると、最も多いのが「参加していない」で35.2%（同38.9%）となっており、次いで「年に数回」で33.5%（同30.8%）とほぼ同様の水準となっています。約3人に1人が参加していないことになり、老人クラブほどではないですが、自治会への高齢者の参加割合はあまり高くないことがうかがえます。

図表 2-1-4 町内会・自治会への参加頻度

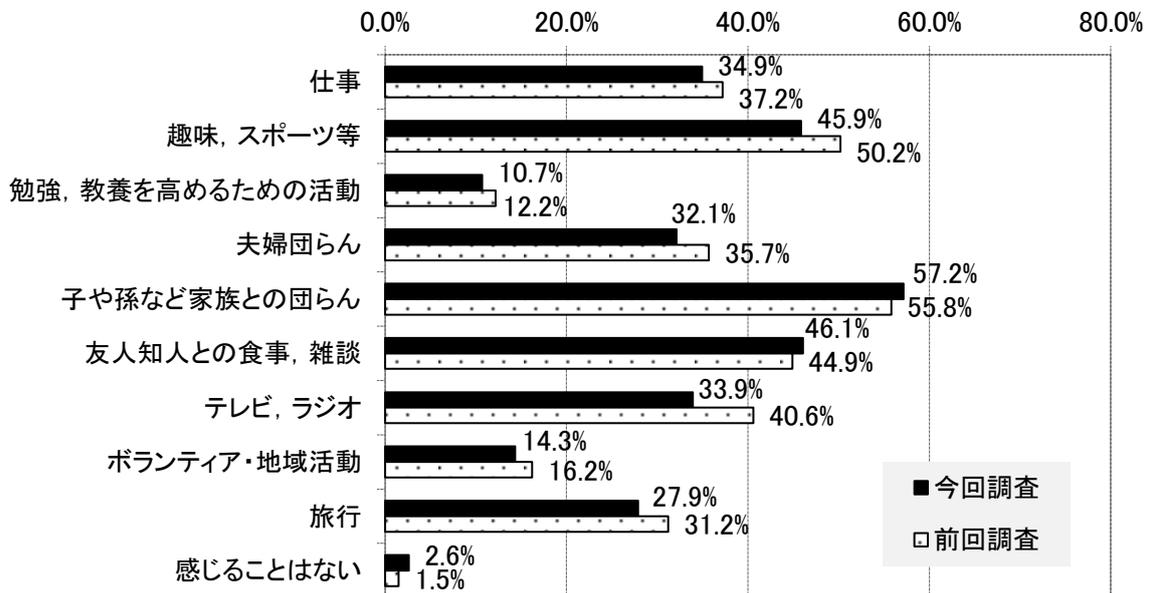


## (3) 生きがいを感じるとき

生きがいを感じる時としては、最も多いのが「子や孫など家族との団らん」で57.2%（同55.8%）となっており、次いで「友人知人との食事、雑談」が46.1%（同44.9%で3番目）、「趣味、スポーツ等」が45.9%（同50.2%で2番目）などとなっています。一方で、「ボランティア・地域活動」は14.3%（同16.2%）にとどまり、前回調査よりも割合が減少しています。「仕事」をはじめ、前回調査より低い割合となった回答項目が多くみられます。

図表 2-1-5 生きがいを感じるとき

【複数回答】

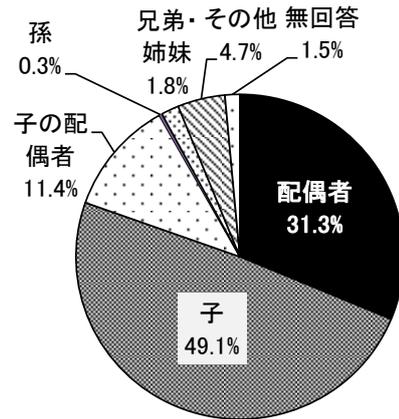


## 4 主な介護者の状況

### (1) 主な介護者と要介護者の続柄

在宅サービス利用者の主な介護者は「子」が49.1%（前回調査34.7%）で最も多く、次いで「配偶者」が31.3%（同 24.7%）、「子の配偶者」が 11.4%（同8.9%）などとなっています。

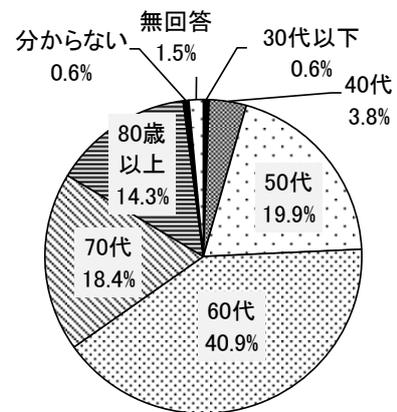
図表 2-1-6 主な介護者と要介護者の続柄



### (2) 主な介護者の年齢

「60代」が40.9%（同27.5%）で最も多く、次いで「50代」が 19.9%（同18.4%）、「70歳以上」が32.7%（同23.1%）となっており、高齢者が高齢者の介護を行ういわゆる「老老介護」が多くなっています。

図表 2-1-7 主な介護者の年齢

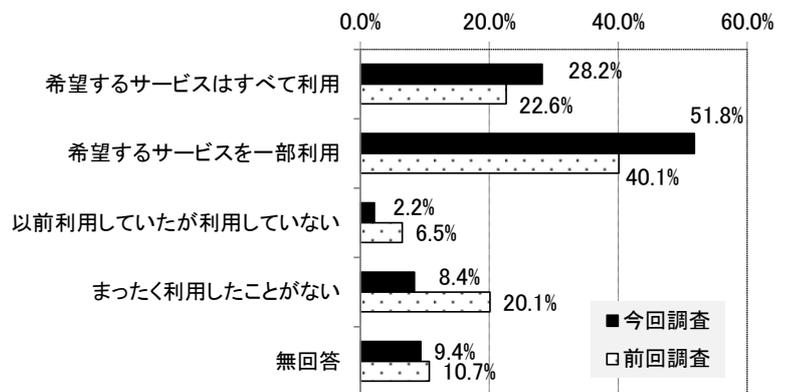


## 5 介護保険サービスの状況

### (1) 介護保険サービスの利用の程度

在宅要介護（要支援）者が介護保険サービスをどの程度利用しているかについて、「希望するサービスを一部利用」が 51.8%（同40.1%）で最も多く、次いで「希望するサービスは全て利用」が28.2%（同 22.6%）、「全く利用したことがない」が8.4%（同 20.1%）、「以前利用していたが利用していない」が 2.2%（同 6.5%）となっています。

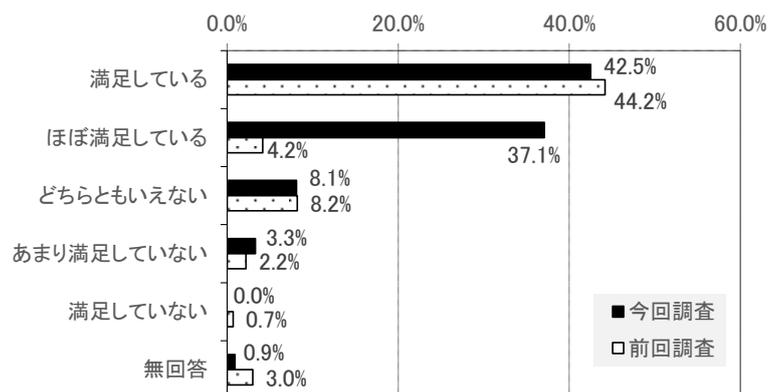
図表 2-1-8 介護保険サービスの利用の程度



### (2) 介護保険サービスの満足度

サービス利用者の満足度は、「満足している」、「ほぼ満足している」合わせて 79.6%（同85.8%）に達したのに対し、「あまり満足していない」「満足していない」は3.3%（同2.9%）に過ぎず、ほとんどの人が満足していると回答しています。

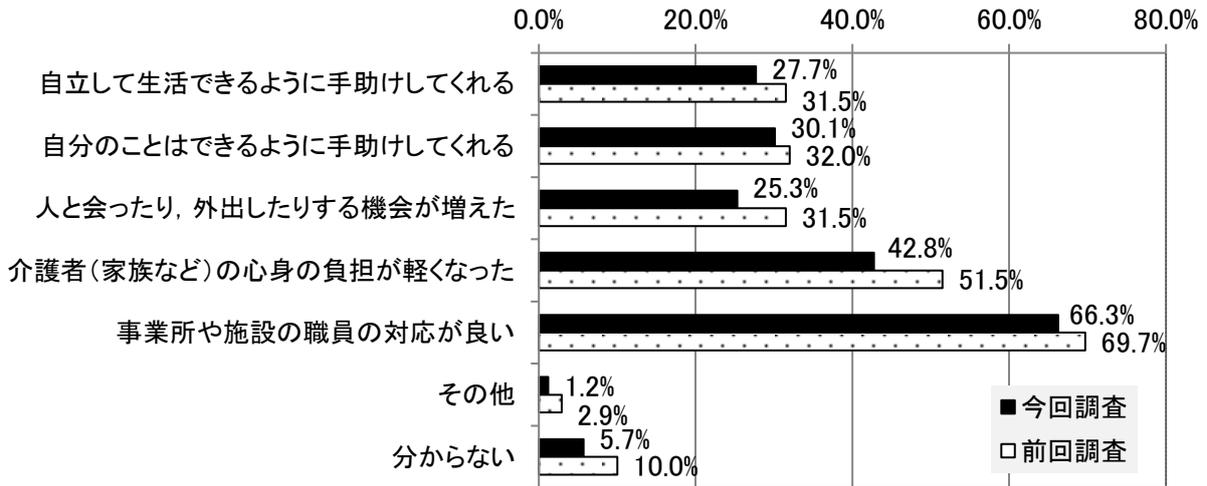
図表 2-1-9 介護保険サービスの満足度



### (3) 介護保険サービスで満足している点

介護保険サービスで満足している点は、「事業所や施設の職員の対応が良い」が 66.3%（前回調査 69.7%）で最も高い割合で、半数を超えた。次いで「介護者（家族など）の心身の負担が軽くなった」が 42.8%（同51.5%）、「自分のことはできるように手助けしてくれる」が30.1%（同32.0%）などとなっています。

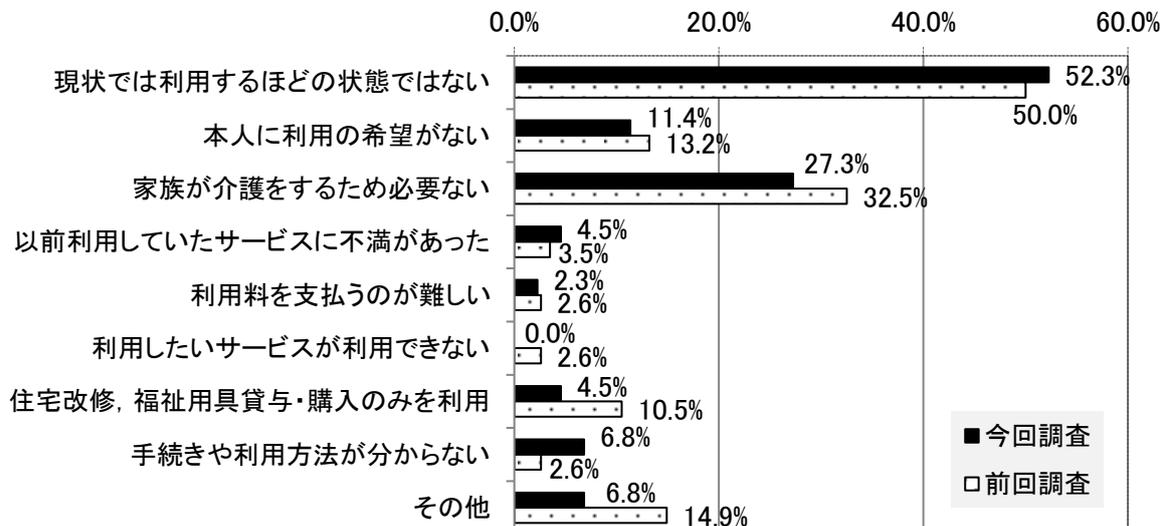
図表 2-1-10 介護保険サービスで満足している点 【複数回答】



### (4) 介護保険サービスを利用していない理由

在宅要介護（要支援）者で介護保険サービス未利用者のサービスを利用していない理由としては、「現状では利用するほどの状態ではない」が 52.3%（同50.0%）と最も高い割合で、過半数を占めた。2番目には大きく割合が低下し「家族が介護をするため必要ない」が27.3%（同32.5%）、「本人に利用の希望がない」が11.4%（同13.2%）などとなっています。「住宅改修、福祉用具貸与・購入のみを利用」は4.5%（同10.5%）となっています。

図表 2-1-11 介護保険サービスを利用していない理由 【複数回答】

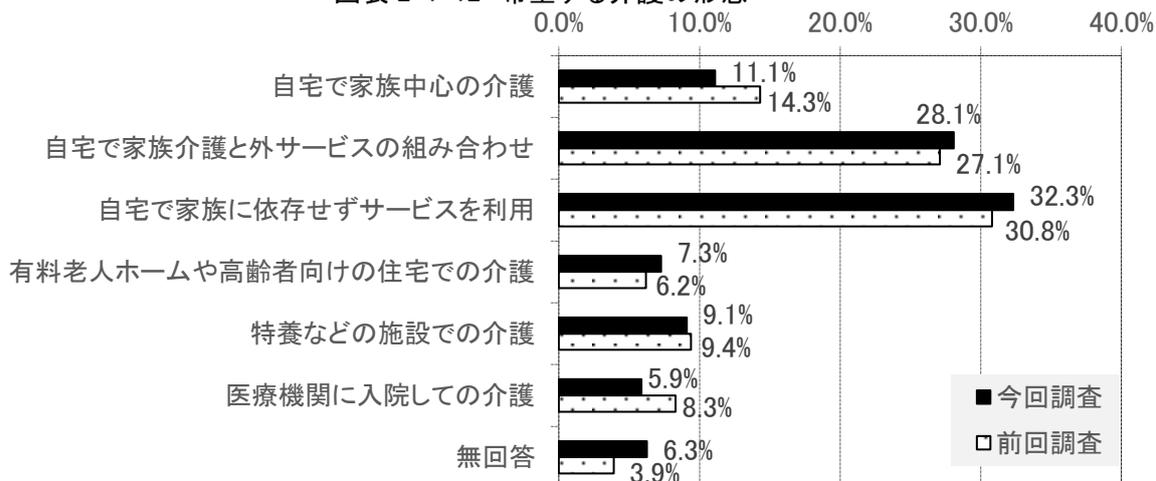


## 6 高齢者の介護の意向

### (1) 希望する介護の形態

一般高齢者が介護を受けることになった場合の希望する介護の形態については、「自宅で家族に依存せずサービスを利用」が32.3%（前回調査30.8%）で最も多く、次いで「自宅で家族介護とサービスの組み合わせ」が28.1%（同27.1%）、「自宅で家族中心の介護」が11.1%（同14.3%）などとなっています。在宅での介護を希望する高齢者が、71.5%（同72.2%）となっています。

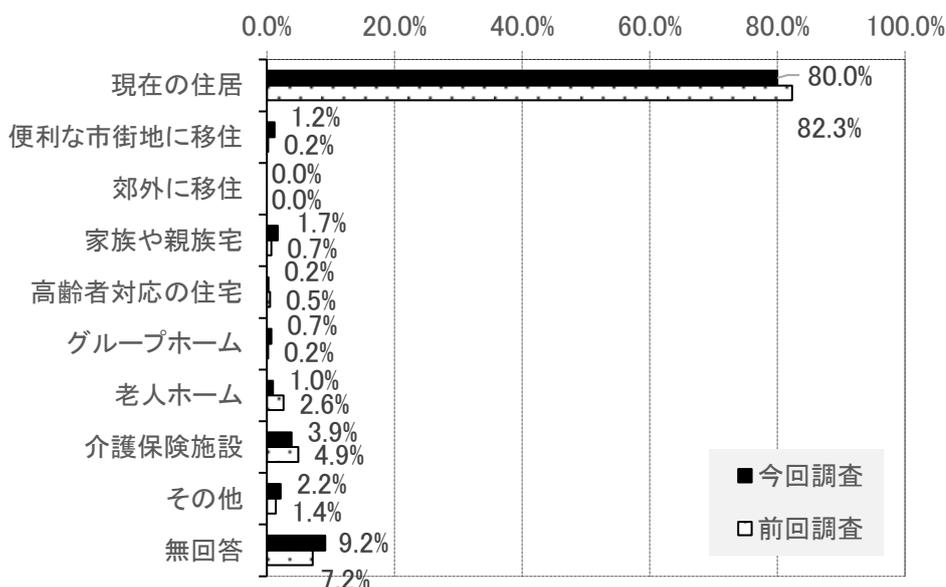
図表 2-1-12 希望する介護の形態



### (2) 今後希望する生活場所

現在、在宅で要介護・要支援認定を受けている方が、今後希望する生活場所については、「現在の住居」が80.0%（同82.3%）で最も高く、次いで「介護保険施設」が3.9%（同4.9%）、「家族や親族宅」が1.7%（同0.7%）となっています。

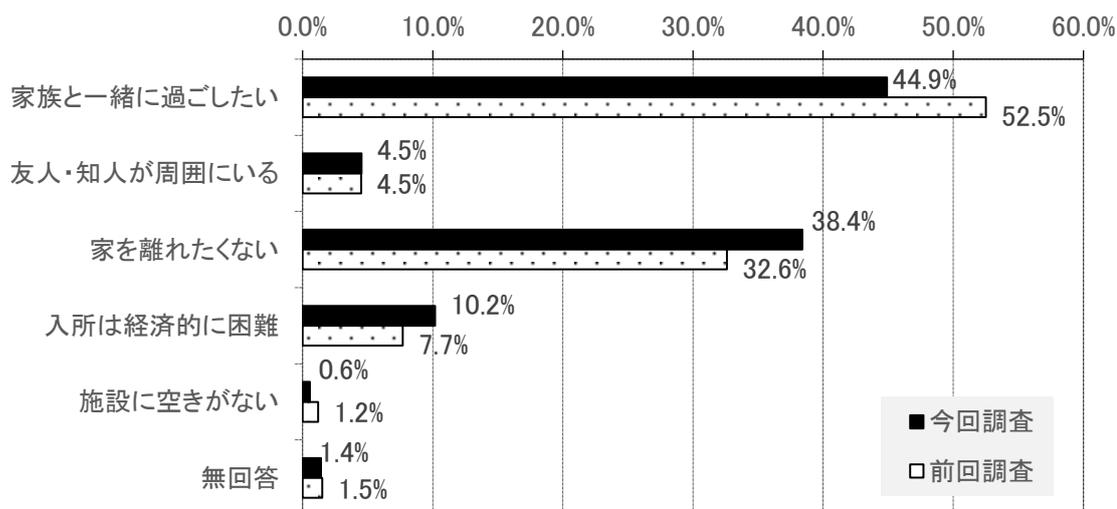
図表 2-1-13 今後希望する生活場所



### (3) 在宅での介護サービスを希望する理由

一般高齢者が介護を受けることになった場合、在宅での介護を希望する理由については、「家族と一緒に過ごしたい」が44.9%（同52.5%）で最も高い割合で、次いで「家を離れたくない」が38.4%（同32.6%）、「入所は経済的に困難」が10.2%（同7.7%）などとなっています。

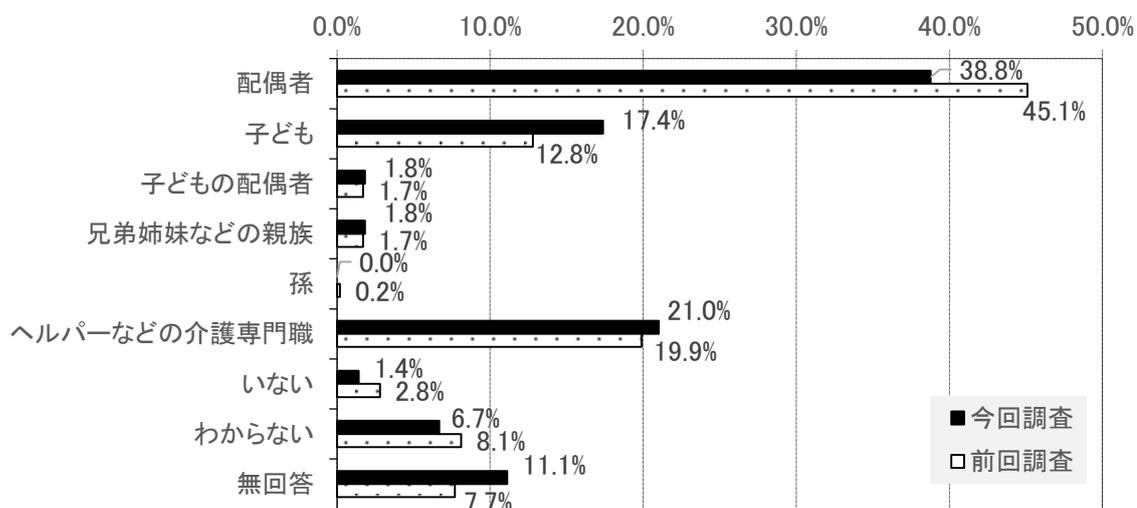
図表 2-1-14 在宅での介護サービスを希望する理由



### (4) 希望する介護者

一般高齢者が自宅で介護を受けることになった場合に希望する介護者については、「配偶者」が38.8%（同45.1%）で最も多く、次いで「ヘルパーなどの介護専門職」が21.0%（同19.9%）、「子ども」が17.4%（同12.8%）などとなっています。

図表 2-1-15 希望する介護者

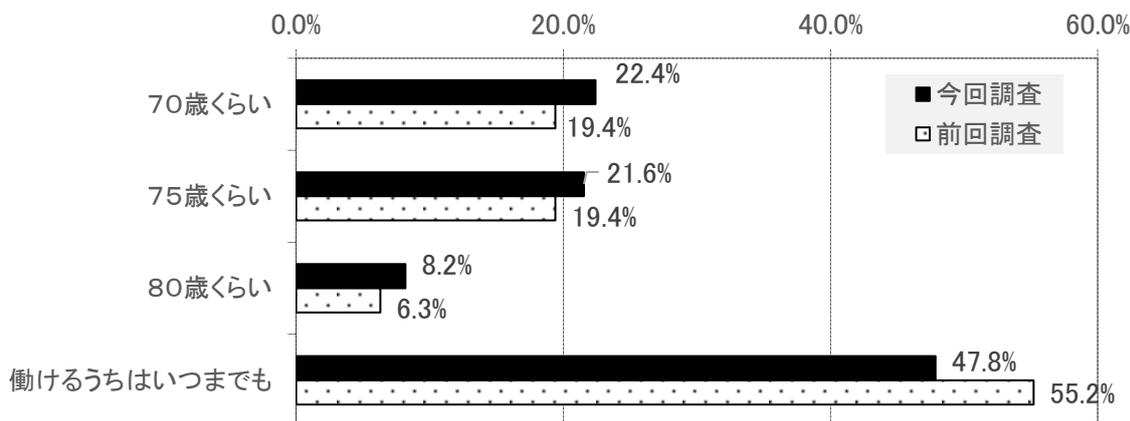


## 7 高齢者の就業の意向

### (1) 何歳まで働きたいか

現在、収入のある仕事をしている一般高齢者が何歳まで働きたいかについては、「働けるうちはいつまでも」が47.8%（前回調査55.2%）で最も高く、次いで「70歳くらい」が22.4%（同19.4%）、「75歳くらい」が21.6%（同19.4%）などとなっています。

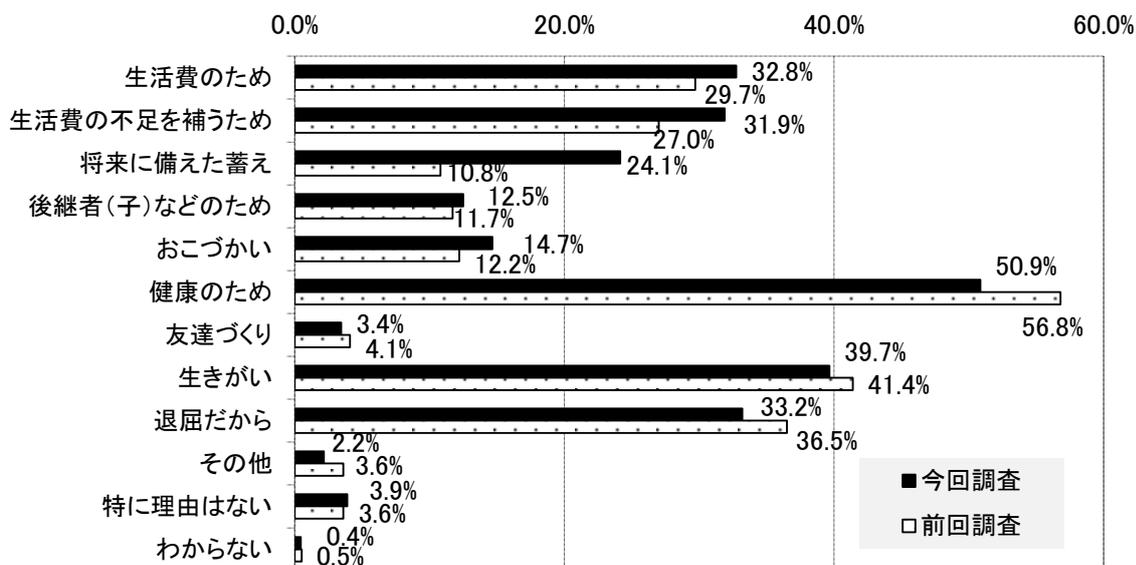
図表 2-1-16 何歳まで働きたいか



### (2) 仕事をしている理由

現在、収入のある仕事をしている一般高齢者の仕事をしている理由については、「健康のため」が50.9%（同56.8%）で最も多く、次いで「生きがい」が39.7%（同41.4%）、「退屈だから」が33.2%（同36.5%）、「生活費のため」が32.8%（同29.7%）と続いています。「生活費の不足を補うため」「将来に備えた蓄え」など経済的な理由の割合が高くなってきています。

図表 2-1-17 仕事をしている理由 【複数回答】



## 第3章 高齢者福祉・介護保険事業施策の推進

### 第1節 本計画の目指すところ

#### 1 地域包括ケアシステムの深化・地域共生社会の実現に向けて

第8期計画（令和3～5年度の3年計画）となる本計画は、介護の面では、国が示した基本指針に基づいて、令和7年（2025年）・令和22年（2040年）の人口推計から導かれた介護需要等を見据えたサービス基盤・人的基盤の整備を進めるとともに、地域共生社会の実現に向けた取組を進めていくことになります。特に、地域共生社会の実現には、その中核となる第5期から取り組んできた地域包括ケアシステムの構築・深化を一層進めていく必要があります。さらに、基本指針では、介護予防・健康づくり施策の充実・推進、認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進、地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、災害や感染症対策に係る体制整備等が示されており、こうした方針に対応した様々な施策を推進していきます。

また、福祉分野では、様々な分野の課題が絡み合っただ複雑化・複合化する傾向にあります。高齢者福祉サービスの充実とともに、専門的なニーズへの対応、地域の支え手となる人材の確保等に努めていかなければなりません。そのような中、誰もが支え合う共生社会の実現に向けて、「ころばん体操」をはじめとする「通いの場」の充実等、地域における住民主体の健康づくり・介護予防、地域課題の解決に向けた取組、包括的な相談支援体制を整備していきます。

介護保険制度がスタートして約20年経過し、多くの法整備・法改正が進められていく中で、いずれの事項についても、様々な制度の動きに対応した政策を展開していくのが基礎自治体としての役割であり、横断的な視点を持つ「地域包括ケアシステム」をいかに構築・深化させていくか、地域共生社会をどのように実現していくかという視点で施策を推進していきます。そして、地域の高齢者のニーズを的確に把握し、自治体の目指すべき姿を明確にして、関係者との共通理解のもと、多様な主体による施策の推進に取り組んでいきます。

また、上記の取組を具現化するため、次の3つの視点で基本目標を定めます。

#### 【介護予防の視点】

元気な高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けることができるようにするため、生きがいづくりと社会参加の場を確保し、また、地域住民一人ひとりが健康に関心を持ち、介護予防の視点をもって生活していくことが重要です。このため、保健・医療・介護等一体となった健康づくりや介護予防の普及・啓発に取り組むほか、生きがいや役割を持って住民主体での「通いの場」の充実を支援していきます。「通いの場」においては、内容的にもリハビリテーション等、医療専門職の関与を進め、より充実したものに努めていきます。

## 【介護の視点】

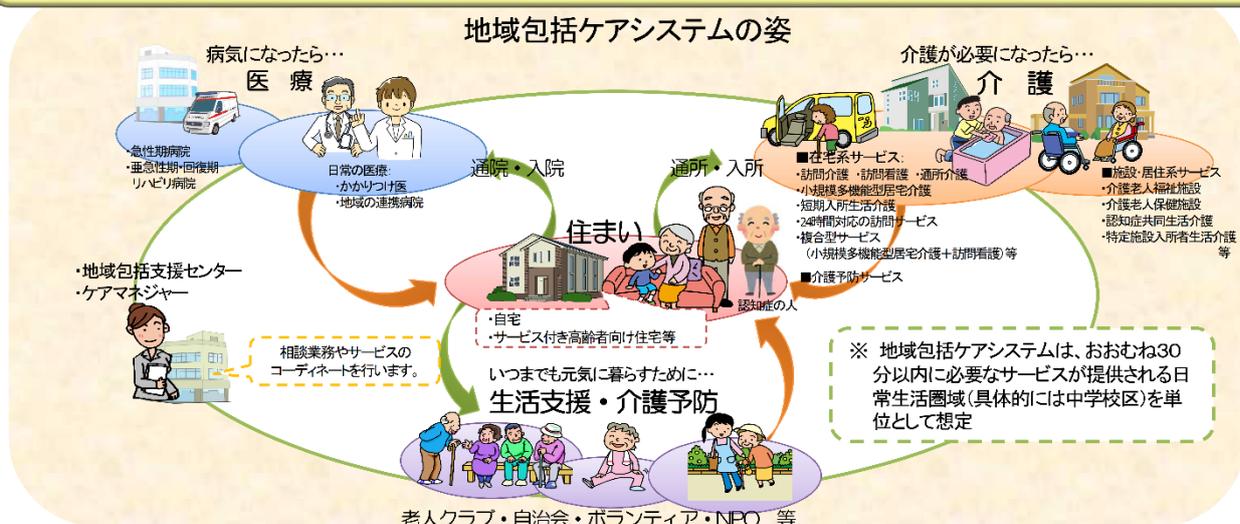
ニーズに応じた介護保険サービス、福祉・生活支援サービスを継続的、安定的に供給するための取組を進めるとともに、介護人材の確保及び資質向上など介護保険事業の適正な運営による持続可能な介護体制をつくります。また、在宅の寝たきり者等を介護している家族介護者の負担軽減を図るための福祉サービスの充実を図ります。

## 【地域包括ケアの視点】

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるために、地域包括ケアシステムの構築・深化を推進し、地域共生社会の実現に向け取り組んでいきます。こうした取組により、高齢者ができる限り住み慣れた自宅や地域で療養することができるよう努めていきます。地域における医療・介護の関係機関などと連携を図るとともに、在宅での医療と介護の連携を強化します。地域包括支援センターの機能強化や保険者機能強化推進交付金等を活用して、自立支援、介護予防・重症化防止に向けた取組を推進していきます。

## 地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。  
地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**ことが必要です。



出典：厚生労働省ホームページ

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/chiiki-houkatsu/](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/chiiki-houkatsu/))

## 2 施策の体系

本計画では、高齢者保健福祉施策を、「介護予防」、「介護」、「地域包括ケア」の3つの視点から展開し、基本理念、基本目標の実現に向けて推進していきます。

### 介護予防の視点

高齢者が地域の一員として社会参加し、  
元気をつなぐまちづくり

- 介護予防の総合的な推進
- 健康づくりの推進
- 生きがいづくり・社会参加の促進

### 介護の視点

高齢者の自立した生活を支える基盤づくり

- 介護サービスの円滑・適正な運営
- 介護サービス基盤の整備
- 家族介護者への支援の充実
- 介護人材の確保及び資質の向上

### 地域包括ケアの視点

地域みんなで支えあい、心ふれあうまち  
づくり

- 地域ネットワークづくり
- 認知症施策の総合的推進
- 権利擁護の推進
- 在宅医療・介護の連携強化
- 地域支え合い体制づくりの推進

### 3 重点項目

基本理念及び基本目標の達成を目指すとともに、地域包括ケアシステムの構築を推進するため、5つの重点的に取り組むべき項目を設定しました。さらに、近年の大規模災害や新たな感染症対策に係る体制整備に重点的に取り組んでいきます。

#### (1) 認知症施策の総合的推進

認知症施策推進大綱に基づき、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を両輪とした施策を推進します。

##### 《具体的に取り組む内容》

- 認知症の理解を深めるための普及・啓発活動
- 認知症に対する支援体制の強化（認知症初期集中支援チーム<sup>注1</sup>の設置及び認知症地域支援推進員<sup>注2</sup>の配置等）
- 認知症の人の居場所づくりや交流の場づくり等の支援

#### (2) 在宅での医療と介護の連携強化

介護や医療が必要になっても、できる限り住み慣れた自宅で暮らし続けることができるよう、関係者が情報を把握・共有するための仕組みづくりを進めるなど、在宅における医療と介護の連携を強化します。

##### 《具体的に取り組む内容》

- 多職種連携会議（医療・介護関係者参加型）の開催
- 在宅医療・介護の普及・啓発
- 在宅医療・介護の連携に向けた情報共有ツールの充実

#### (3) 地域支え合い体制づくりの推進

住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、支援を要する高齢者等の見守りや日常の生活支援など、地域での支え合い体制づくりを支援します。

##### 《具体的に取り組む内容》

- 地域見守りネットワーク支援事業の推進
- 生活支援コーディネーター<sup>注3</sup>活動の充実
- 元気高齢者等によるボランティア活動の促進
- 協議体<sup>注4</sup>の運営及び充実

## (4) 介護給付費等の適正化

介護サービスを必要とする高齢者を適正に認定した上で、当該高齢者が新たに必要とするサービスを、事業者がルールに基づいて適切に提供できるよう適正化を図ります。

### 《具体的に取り組む内容》

- 介護認定の適正化、ケアプラン<sup>注5</sup>やサービス内容の点検及び給付費の適正化
- 地域密着型介護サービス事業者の資質向上のための指導・監督

## (5) 2025年・2040年を見据えたサービス基盤・人的基盤の整備

後期高齢者の将来的な増加を見据えて、中長期的な見込みのもとに必要な施設・居宅サービス供給体制を計画的に整備し、介護人材等の確保にも取り組みます。

### 《具体的に取り組む内容》

- 2040年までに必要となる施設・居宅サービスの検討及び整備
- 地域包括ケアシステムにおいて、各介護サービスが果たすべき役割の明確化
- 地域共生社会の実現に向けた取組の推進
- 人材の確保の取組強化

注1 認知症初期集中支援チーム：医療・介護の専門職が家族の相談等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、必要な医療や介護の導入・調整や、家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行うチーム

注2 認知症地域支援推進員：認知症の人の状態に応じて、必要なサービスが適切に提供されるように、医療機関や介護事業所等との連携支援及び認知症の人やその家族を対象とした相談業務等を行う者

注3 生活支援コーディネーター：地域において高齢者の生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者

注4 協議体：市町村が主体となって設置し、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進する場

注5 ケアプラン：介護サービス計画の通称。要介護者・要支援者が介護サービスを適切に利用できるよう、心身の状況、生活環境、本人及び家族の希望を勘案し、利用するサービスの種類・内容などを定める計画。利用者の心身の状態の変化などを考慮し、常に適切なサービスが利用できるように随時見直される。

## 第2節 介護予防への取組

### 1 介護予防の総合的な推進

介護予防に関する運動を中心とした自主的な取組や活動が広がるよう知識の普及・啓発や地域活動の育成・支援を進めていきます。また、介護予防対象者（虚弱な高齢者）を把握し、心身の状態の維持・悪化予防のための介護予防支援等を実施します。介護予防は、単に高齢者の運動機能や心身機能の改善だけを目指すものではなく、フレイル<sup>注1</sup>予防の観点から生きがいつくりや社会参加の促進を図り、日常生活の活動の活性化も併せた総合的な介護予防を推進します。

注1 フレイル:加齢とともに心身の活力(運動機能や認知機能等)が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像

#### (1) すべての高齢者を対象とした介護予防（一般介護予防事業）

一般介護予防事業の推進に当たっては、「心身機能」、「活動」、「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけ、高齢者を取り巻く環境へのアプローチも含めた支援を進めていきます。高齢者が年齢や心身の状況等によって分け隔てられることなく、参加することができる住民運営の「通いの場」等も通じて、保健師や管理栄養士、歯科衛生士、リハビリテーション専門職等の幅広い医療専門職の関与を得ながら、推進していきます。

##### ① 住民主体の「通いの場」の普及・充実

高齢者が気軽に参加できる地域の公民館等で、簡単な筋力トレーニング等の介護予防活動等を普及し、研修会や全体交流会等を開催し、住民主体の自主的な運営を育成・支援します。必要に応じて、幅広い医療専門職等と連携を取りながら推進していきます。また、感染症対策にも十分留意して実施していきます。

##### ア ころばん体操の普及・充実

身近な介護予防活動の場として、ころばん体操の会場数（参加地区数）の維持・拡大を図るため、研修会や全体交流会を開催し自主的な運営を支援します。また、医療（リハビリ）専門職等とも連携するなど、内容の充実も図ります。感染症対策として、自宅での「ころばん体操」の取組も推進していきます。

図表 3-2-1 ころばん体操の見込量

|        | 2021年度<br>(令和3年度) | 2022年度<br>(令和4年度) | 2023年度<br>(令和5年度) |
|--------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 会場数    | 74                | 75                | 76                |
| 地区数    | 154               | 155               | 156               |
| 実人員(人) | 1,000             | 1,014             | 1,028             |

## イ 高齢者サロン活動の充実

地域で取り組んでいるサロン活動を支援し、高齢者が身近で定期的集えるよう活動の充実を図ります。また、研修会やボランティアの育成により、住民の自主的な運営を支援します。

## ② ふれあいデイの普及・充実

高齢者の生きがい及び社会参加を促進し、家に閉じこもりがちなひとり暮らしの高齢者等に対し、近くの公民館等において、趣味活動等の講座を実施します。今後、感染症対策にも留意し、より参加しやすい環境づくりに努め、社会的孤立感の解消及び自立生活の助長を図ります。併せて介護予防知識の普及・啓発に努めます。

図表 3-2-2 ふれあいデイの見込量

|           | 2021年度<br>(令和3年度) | 2022年度<br>(令和4年度) | 2023年度<br>(令和5年度) |
|-----------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 登録者数(人)   | 1,260             | 1,265             | 1,270             |
| 延べ利用者数(人) | 4,500             | 5,000             | 5,500             |

## ③ 高齢者元気度アップ・ポイント事業

高齢者の介護予防に関する運動教室の参加やボランティア活動による社会活動を支援し、高齢者の生きがいづくり、健康づくりを推進することで介護予防を図ります。市が実施する健康教室、介護予防教室などへの参加や介護保険施設等におけるボランティア活動、地域で行われている社会活動に参加した方に対して、地域商品券と交換できるポイントを付与します。

図表 3-2-3 高齢者元気度アップ・ポイント事業の見込量

|              | 2021年度<br>(令和3年度) | 2022年度<br>(令和4年度) | 2023年度<br>(令和5年度) |
|--------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 登録者数(人)      | 3,227             | 3,241             | 3,255             |
| 地域商品券交換人数(人) | 1,774             | 1,798             | 1,807             |

## ④ 介護予防の普及・啓発

健康教育・健康相談等により介護予防のための運動、栄養改善、口腔機能の向上、認知症予防(脳のトレーニング)、閉じこもり・うつ予防の普及啓発を図ります。

### ア 口腔機能の向上及び低栄養予防

高齢者が集まる機会をとらえて、歯科医師や歯科衛生士などによる咀嚼<sup>そ</sup>注<sup>1</sup>や嚥下<sup>えんげ</sup>注<sup>2</sup>機能の向上を図る口腔体操や正しい歯磨き・入れ歯の手入れ方法の助言など、介護予防事業に取り組みます。

高齢になると口腔内の機能が衰えやすく、進行すると口腔機能低下症と呼ばれる状態になります。この機能低下の状態をオーラルフレイルといいます。

オーラルフレイルになると食事をおいしく食べられなくなったり、誤嚥性肺炎を起こしやす

なくなったり、要介護状態が進行するおそれがあります。これらを予防するためにも、口腔機能の向上について普及啓発を行います。

また、高齢者は、口腔機能や身体機能の低下から食事量が減少したり、食事内容が偏ったりして、低栄養状態や疾病の悪化を招きやすくなるため、管理栄養士等による栄養改善の推進に努めます。

図表 3-2-4 健康教室(口腔機能の向上)の見込量

|         | 2021年度<br>(令和3年度) | 2022年度<br>(令和4年度) | 2023年度<br>(令和5年度) |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 実施回数(回) | 45                | 45                | 45                |

注1 咀嚼(そしゃく): 摂取した食物を歯で咬み、粉碎すること。

注2 嚥下(えんげ): 飲み込むことで、食物を口から胃へ送り込む一連の輸送運動

図表 3-2-5 健康教室(栄養改善)の見込量

|         | 2021年度<br>(令和3年度) | 2022年度<br>(令和4年度) | 2023年度<br>(令和5年度) |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 実施回数(回) | 15                | 15                | 15                |

## イ 認知症予防

高齢者が集まる機会を活用した認知症予防の普及・助言、週1回の介護予防教室「脳のトレーニング教室」など効果的な認知症予防プログラムを実施します。

図表 3-2-6 脳のトレーニング「楽習教室」の見込量

|           | 2021年度<br>(令和3年度) | 2022年度<br>(令和4年度) | 2023年度<br>(令和5年度) |
|-----------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 会場数(箇所)   | 6                 | 6                 | 6                 |
| 延べ開催回数(回) | 269               | 271               | 273               |
| 参加者数      | 実人員(人)            | 85                | 86                |
|           | 延べ人員(人)           | 2,275             | 2,323             |
|           |                   |                   | 2,371             |

## (2) 機能が低下してきた高齢者への介護予防(介護予防・生活支援サービス事業)

要支援や要介護になるおそれがある高齢者及び要支援者を対象とし、介護予防を目指します。また、介護予防の取組が継続できるように、一般介護予防事業の利用につなげていきます。

### ① 訪問型サービス及び通所型サービス

要支援認定や基本チェックリストにより把握された方を対象に、介護予防ケアプランに基づき、介護予防・生活支援サービス事業による訪問型及び通所型サービスを提供し、専門的かつ個別的に支援します。

図表 3-2-7 訪問型・通所型サービス利用者の見込量

|                | 2021 年度<br>(令和 3 年度) | 2022 年度<br>(令和 4 年度) | 2023 年度<br>(令和 5 年度) |
|----------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 訪問型サービス利用者 (人) | 2,412                | 2,412                | 2,412                |
| 通所型サービス利用者 (人) | 1,668                | 1,668                | 1,668                |

## ② 介護予防ケアマネジメント<sup>注1</sup>

要支援認定を受けた、または事業対象の基準に該当した方に対して、介護予防・生活支援サービス事業、介護報酬<sup>注3</sup>を財源とした予防給付（介護予防サービス）及び様々な社会資源を活用し、適切にケアマネジメントを実施します。

公正・中立の立場である地域包括支援センターが介護予防プランを作成し、一部は指定居宅介護支援事業者に委託します。

図表 3-2-8 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援の見込量

|                  | 2021 年度<br>(令和 3 年度) | 2022 年度<br>(令和 4 年度) | 2023 年度<br>(令和 5 年度) |
|------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 介護予防ケアマネジメント (件) | 1,620                | 1,620                | 1,620                |
| 介護予防支援 (件)       | 4,656                | 4,656                | 4,656                |

注1 ケアマネジメント: 要介護者等のサービス利用者の問題やニーズを明確にし、保健・医療・福祉サービスを受けられるように適切な助言・援助を行うこと。介護保険制度では、要介護者等に保健、福祉、医療にわたるサービスが総合的、一体的、効率的に提供されるようにマネジメントする機能を制度内に位置付けている。①アセスメント<sup>注2</sup>（課題分析）、②ケアプラン作成、③サービスの調整や実施、④継続的な管理の各過程からなる。

注2 アセスメント: ケアプランの作成等、今後のケアに必要な見通しを立てるに当たり、介護サービス利用者（要介護者、要支援者）の身体機能や環境などを事前に把握、評価すること。

注3 介護報酬: 介護サービス提供事業者や介護保険施設に支払われる報酬

## 2 健康づくりの推進

がん、心臓病、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病やこころの病を予防し、いつまでも健康で暮らすためには、食生活や運動による健康づくりが必要です。しかし、健康づくりに取り組んでいない高齢者も少なくありません。このような中、市では、市民誰もが参加するような健康づくりに関する施策や事業を展開し、市民一人ひとりが健康と生きがいを持ち、安全安心で豊かな生活を営むことができる「健幸のまちづくり」に取り組んでいます。この事業を活用しながら、誰もが手軽に取り組むことができる運動の普及や健康意識の啓発に取り組み、高齢者の健康づくりを推進します。また、疾病の予防と悪化を防止するため、健康に関心を持ち、自分の健康状態を知るために健康診査、がん検診を受けることが重要です。また、健康診査において、生活習慣が要因となる血圧、血糖などの異常割合は、年齢が上がるほど高くなる傾向にありますが、生活習慣の改善や適切な治療により、発症及び重症化を予防することができます。受診の結果、生活習慣の改善が必要な人に対しては、一人ひとりの生活状況に応じた支援を行うことが重要です。

## (1) 健康づくりの推進

指宿市健康増進計画・データヘルス計画などに基づく様々な取組により、関係機関と連携して市民一人ひとりが自分の健康に関心を持ち、自ら健康づくりに取り組めるよう支援します。

加齢に伴う身体機能の変化や生活習慣が要因となる健康問題や健康づくりに関する情報を発信するとともに、健康教室や健康相談を通じて介護予防の普及・啓発を進めます。また、昨今の感染症への対策、知識等の普及・啓発に取り組みます。

### ① 健康づくりや生活習慣病予防のための普及・啓発

食生活や運動をはじめ健康づくりのための生活習慣の重要性について、広報紙やパンフレット等により、普及・啓発を行います。また、より多くの市民が、楽しみながら自分の健康を見直し、健康づくりに取り組めるような事業を推進します。

### ② 健幸マイレージ制度の普及促進

市民の自主的かつ積極的な健康づくりを促進するために、特定健診や長寿健診、人間ドック、職場健診などの受診、自主的なウォーキング、対象イベントへの参加などによりポイントを取得し、特典への応募資格を提供する制度です。この制度の普及促進を図ります。

### ③ 砂むし温泉入浴事業及び温泉入浴事業

本市居住の65歳以上の高齢者及び身体障害者の方に対し、砂むし温泉利用カードや温泉入浴利用券を発行し、高齢者等の健康の保持増進及び保健の向上を図ります。

### ④ はり・きゅう等施術料助成事業

65歳以上の高齢者及び身体障害者の方に対し、はり・きゅう及びマッサージ等の受診券（助成券）を発行し、高齢者等の健康保持と保健の向上を図ります。

### ⑤ 健康教育の充実

医師・歯科医師・管理栄養士・保健師・管理栄養士・歯科衛生士等により、健康に関する知識の普及や介護予防の普及啓発を充実します。

### ⑥ 健康相談の充実

保健師等による健康相談を行い、介護予防の普及・啓発を図ります。

## (2) 疾病予防と悪化予防（保健事業）

健康診査、がん検診の重要性を周知し、受診勧奨を拡大します。高齢者が相談しやすい身近な会場において相談会を実施し、生活習慣の改善が図れるよう支援します。また、訪問や面接により一人ひとりの生活状況に応じた生活習慣改善の指導を行い、生活習慣病の発症と重症化を予防します。

### ① 健康診査、がん検診、人間ドックの実施

様々な機会において、健康診査の周知徹底を図るほか、保健センター<sup>※1</sup>や関係機関と連携しながら広報を充実します。また、地区での健康教室やふれあいデイなどの場で健診及びがん検診の重要性を周知します。

## ② 特定保健指導の強化

特定保健指導の対象者が、自らの生活習慣における課題に気づき、生活習慣改善を実行し、健康的な生活を維持できるよう支援を行います。また、特定保健指導の目的や内容を広く周知し、特定保健指導を受ける人が増えるよう働きかけます。必要な方には生活習慣改善のサポートを行い、途中で中断しないよう支援します。

注1 保健センター: 地域住民に密着した健康相談、保健指導、健康教育など地域保健に関して必要な事業を行う機関

## ③ 悪化予防のための健康教育

脳血管疾患や心血管疾患、腎不全を予防するために、高血圧や糖尿病の方を対象に教室等を実施し、個別に生活習慣の改善について支援します。

## ④ 訪問指導

高血圧や糖尿病などの生活習慣病の発症及び重症化を予防するために、一人ひとりの生活状況に応じた訪問指導を行います。また、重症化予防のための保健指導を強化します。

### (3) 保健事業と介護予防の一体的実施

本市の高齢者の人口は、現状がほぼピークとなり、令和22年(2040年)に向けては、減少に転じていくと推計されますが、後期高齢者に関しては高水準を維持すると予想されます。そこで、高齢者の健康づくりを推進していくことにより、健康寿命の延伸を図り、可能な限り健康な状態で過ごせるよう国の施策に基づき、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を推進していきます。

#### ① 一体的実施体制の充実

高齢者がいつまでも健康で日常生活を過ごせるよう、ハイリスクアプローチ<sup>注2</sup>とポピュレーションアプローチ<sup>注3</sup>による保健事業と介護予防を一体的に実施し、フレイル予防を推進するために、本市の健康課題を分析し、国民健康保険・後期高齢者医療広域連合の担当部署をはじめ、保健や介護の関係部署と連携を図ります。

#### ② 一体的な事業の推進

高齢者は、複数の疾患を抱えている、フレイルなど加齢に伴う機能低下、認知機能の低下など一人ひとり様々な状態に置かれています。加齢に伴い、健康上の不安が大きくなるため、高齢者が、これからも健やかに地域で日常生活が送れるよう、高齢者への個別的支援及び通いの場等への積極的な関与を行う高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を推進します。

注2 ハイリスクアプローチ: 疾病を発症しやすい高いリスクを持つ個人や集団に働きかける方法

注3 ポピュレーションアプローチ: 集団全体に働きかける方法

### 3 生きがいくくり・社会参加の促進

団塊の世代が高齢者の仲間入りをし、高齢者の価値観やライフスタイルが多様化しています。多様なニーズや嗜好などを踏まえた「学び」の機会や、趣味や余暇を楽しむ活動の場を提供していく必要があります。

#### (1) 多様な趣味活動や学習機会の提供

高齢者が自由時間を有効に活用した趣味活動や、自己の充実・啓発や生活向上のため、生涯学習を通じて自発的に行う自由な「学び」の機会を提供し、充実して過ごせる環境の整備に努めます。

また、多様化する高齢者のニーズに合わせた学習機会の提供に努めます。

##### ① 生涯学習講座の充実

特別講座において、園芸・唱歌・書道・手芸・レクリエーション体操・はじめてのスマートフォンの6つの講座と教養講座を開催しており、その他に40を超える一般講座や5人以上のグループで自ら運営する自主講座などに多くの方が登録し参加しています。引き続き特別講座の充実・拡大を図り、高齢者への多様な学習機会の提供に努めていきます。

##### ② 地域社会への還元

生涯学習活動によって得られた知識を、ボランティア等により地域に還元する社会貢献活動を支援していきます。

#### (2) 生涯スポーツの推進

高齢者向けのスポーツ大会の開催や支援を行い、交流と健康づくりの場を提供します。また、ライフステージごとの身体の状態や運動能力に応じた健康づくりに取り組めるよう、誰でも気軽に楽しめる生涯スポーツの普及に努めます。

##### ① 生涯スポーツ推進事業の実施

生涯にわたって市民が健康づくりに取り組むことを目的に、関係機関・団体、特にスポーツ推進委員、総合型地域スポーツクラブ「特定非営利活動法人いぶすきスポーツクラブ」と協働し、スポーツ教室の開催や大会・イベントの継続と内容の充実を図ります。

##### ② ニュースポーツ等の普及

高齢者に適したニュースポーツやレクリエーション活動の普及を通して、多くの高齢者の社会参加や仲間づくり、世代間交流を促進します。また、地域が主体的に継続運営できる地域密着型の体操教室を展開します。

#### (3) 発表の場・交流機会の充実

日ごろの趣味・教養活動の励みとなるよう、発表の機会の提供に努めます。また、家庭における世代間の交流が行われにくくなっている中で、高齢者と幅広い世代とが交流し、お互いの理解を深めていく取組を行います。

#### ① 高齢者の取組の成果を発表する場の提供

高齢者が取り組んでいる趣味や教養活動の発表の場として、大会や催し物など様々な場面において、日ごろの活動の励みとなるよう、機会の提供に努めます。

#### ② 世代間交流事業の推進

高齢者がこれまで培ってきた知識や、経験を社会貢献活動に結びつけることができるよう、世代間交流を推進します。また、保育所等と老人施設等の相互訪問を行うなど、園児と高齢者との交流を深めます。さらに、小・中学校での学校行事などを活用し、地域の高齢者から地域の文化や歴史を学ぶなどの交流事業を実施します。

### (4) ボランティア活動の促進

自らの技能や特技を積極的にボランティア活動等に活かそうとする高齢者の活躍の場を広げられるよう支援します。また、ボランティアの担い手を増やすため、ボランティアについての講習会や研修を行い、高齢者のボランティア参加へ意識の醸成を図ります。

高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業を活用し、高齢者支援活動や地域貢献活動の活性化を図ります。さらに、老人クラブなどの既存団体が、地域で見守りや生活支援も担う団体として活動できるよう支援します。

#### ① ボランティアについての情報収集・提供、研修会・講座の開催

今後、必要とされる生活支援に関するボランティアの担い手を養成していくために、ボランティアについての情報収集・提供、研修会・講座を開催し、ボランティア活動に対する意識向上を図ります。

#### ② 高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業

65歳以上の高齢者を含む地域の任意の団体が行う互助活動に対し、地域商品券に交換可能なポイントを付与することにより、地域の互助活動を活性化し、介護予防の推進を図るとともに、高齢者を地域全体で支える地域包括ケアの推進を図ります。

図表 3-2-9 高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業の見込量

|                | 2021年度<br>(令和3年度) | 2022年度<br>(令和4年度) | 2023年度<br>(令和5年度) |
|----------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 地域商品券交換団体数(団体) | 81                | 82                | 83                |

#### ③ 地域での見守りや生活支援の担い手の多様化

老人クラブを中心とした地域住民によるボランティア活動の促進を図ります。具体的には、地域の高齢者の見守り支援や、ごみ出しなどの簡単な生活支援を行える体制づくりを進めます。

## (5) 老人クラブの活性化

老人クラブは、高齢者が自らの老後を健康で豊かなものにするための自主的な組織です。全国三大運動である「健康づくり活動・友愛活動・奉仕活動」のもと、各種研修会、交流会、地域美化活動、世代間交流、スポーツ大会、花壇の管理などの活動を展開しています。しかしながら、会員の高齢化に伴い、役員の後継者育成や新規会員の加入促進が課題となっています。今後も、老人クラブ連合会助成、単位老人クラブ助成を継続しながらクラブの育成を支援します。

### ① 老人クラブ活動の支援

高齢者が地域社会に参画し、ころばん体操やふれあいデイなどを通じた健康増進・介護予防活動を支援し、生きがいきづくりや仲間づくりの機会を創出します。また、広報やボランティア活動等を通じ、老人クラブが地域で果たしている役割を市民に理解していただけるよう周知に努めます。

## (6) 就業機会の充実

高齢者の臨時的かつ短期的な就業やその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、高齢者の雇用機会の提供を図ることにより、生きがいきづくりや社会参加の促進につながるよう支援します。

### ① シルバー人材センター<sup>注1</sup>の充実

広く普及・啓発に取り組み、新規会員の加入促進につなげるとともに、ひとり暮らし等高齢者など日常生活に不安を抱える高齢者に生活支援サービスを提供します。また、社会ニーズに対応した事業の開拓に積極的に取り組み、高齢者の多様なニーズに対応した就業機会の確保につながるよう支援します。

図表 3-2-10 シルバー人材センター会員数の見込量

|        | 2021年度<br>(令和3年度) | 2022年度<br>(令和4年度) | 2023年度<br>(令和5年度) |
|--------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 会員数(人) | 215               | 220               | 225               |

注1 シルバー人材センター: 定年退職者などの高齢者に、「臨時的かつ短期的又はその他の軽易な就業(その他の軽易な就業とは特別な知識、技能を必要とする就業)」を提供するとともに、ボランティア活動をはじめとするさまざまな社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上と活性化への貢献を目的とする組織

## 第3節 介護への取組

### 1 介護サービスの円滑・適正な運営

介護サービスに関する様々な協議の場を通じ、介護保険事業の円滑・適正な運営を推進するとともに、地域包括ケアシステム構築を深化・推進していく必要があります。また、介護従事者に対して求められる専門的な知識やスキルは増えています。介護サービスの質の向上のために、介護従事者に介護技術や対人援助技術の研修など多様な学びの機会を提供し、その資質向上を図るとともに、地域の実情にあった福祉・介護人材の確保・定着対策に取り組めます。さらに、介護サービスの提供に際しては、法令等の遵守はもとより、高齢者の尊厳の保持と自立支援に配慮しながら、安心・安全で高齢者の立場に立った介護サービスの実現に向けて、事業者に対するきめ細かい助言や指導が必要です。こうしたことから、介護サービスの適正な運営に資する様々な適正化に取り組めます。

#### (1) 要介護・要支援認定の適正化

公平で客観的な認定調査を行うため、調査員に対して効果的な研修を行います。また、認定審査会委員に対し、認定審査への理解を深める取組を行うとともに、認定審査会委員や審査を行う主体間での情報共有を円滑にします。

##### ① 要介護・要支援認定の適正化（認定調査状況チェック）

認定調査員に対して、調査の留意点や調査票の記述方法に関する統一した研修を行うとともに、認定調査の内容について、市職員等が調査票等の審査を通じて点検することにより、適正かつ公平な要介護認定の確保を図ります。また、認定審査会委員に対しては、事例検討等の研修会及び審査業務を通して、各合議体への情報伝達、情報共有を円滑に行い、審査・判定の平準化を行います。

#### (2) 適正な介護サービスの確保

介護保険サービスの円滑な提供とともに、これまでの在宅重視の基本を今後も継続していきます。また、施設サービスにおいては、適正な整備を進めます。

##### ① 介護保険事業の円滑・適正な運営

地域包括ケアシステム構築の推進という視点から、多様化する介護保険事業に的確に対応し、円滑で適正な介護保険事業の運営につなげます。

##### ア ケアプランの点検

介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画等（ケアプラン）の記載内容について、事業者に資料提出を求め、市職員等の第三者が点検及び支援を行うことにより、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取組の支援を目指して、定期的に点検を実施します。

図表 3-3-1 ケアプラン点検の見込量

|          | 2021 年度<br>(令和 3 年度) | 2022 年度<br>(令和 4 年度) | 2023 年度<br>(令和 5 年度) |
|----------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 実施件数 (件) | 90                   | 90                   | 90                   |

#### イ 住宅改修等の点検

本人の状態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修を排除するため、改修工事の事前及び事後に、工事の内容や費用について審査、点検を行います。

図表 3-3-2 住宅改修点検の見込量

|            | 2021 年度<br>(令和 3 年度) | 2022 年度<br>(令和 4 年度) | 2023 年度<br>(令和 5 年度) |
|------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 事前確認 (実施率) | 100%                 | 100%                 | 100%                 |

#### ウ 医療情報との突合

国保連合会の適正化情報を有効に活用しながら、医療情報と介護給付の情報を突合することにより、適正な給付を行います。

図表 3-3-3 医療情報との突合・縦覧点検の見込量

|              | 2021 年度<br>(令和 3 年度) | 2022 年度<br>(令和 4 年度) | 2023 年度<br>(令和 5 年度) |
|--------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 医療情報との突合 (回) | 1, 200               | 1, 200               | 1, 200               |
| 縦覧点検 (回)     | 2, 000               | 2, 000               | 2, 000               |

### ② 介護サービス事業者等の資質向上

介護に関する知識を深めるための研修や相談会を開催するとともに、県等が実施する介護従事者向けの研修会等の情報提供を行い、地域の事業者を支援します。また、ケアマネジャーを対象に、ケアマネジメント研修会を開催し資質向上を図るとともに、提供されるサービスの適正化や介護サービス事業者の資質の向上につなげます。地域密着型サービス事業所への実地指導時には、事業者が人材育成につながる研修機会を確保するよう指導します。

### ③ 人材の確保及び業務の効率化の取組強化

全国的に介護人材不足が課題となっており、本市においても解決すべき重要な課題となっています。

本市単独では解決が困難な課題ではあるものの、関係機関と連携した協議会等を設置し、本市の課題及び解決策を具現化することで、人材確保に向けた取組を進めていきます。

また、事務手続きの簡素化、様式例の活用による標準化及び介護ロボットや ICT の活用等、業務の効率化に関する情報収集を進め、介護事業者及び自治体の業務の効率化に取り組んでいきます。

#### ④ サービス内容の適正化

地域密着型事業所に対して、法令等を遵守したサービスが提供されているか確認するため、実地指導や集団指導を行います。

#### ⑤ 地域密着型サービス運営委員会の設置

地域密着型サービス運営委員会は、地域密着型サービスの指定、地域密着型サービス指定基準及び介護報酬を設定しようとするときに、市長に対し意見を述べるほか、地域密着型サービスの質の確保、運営評価、その他市長が地域密着型サービスの適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項について協議を行います。

#### ⑥ 給付内容の適正化

介護サービスが本来の目的である高齢者の自立支援に資するものとして提供されるためには、①介護サービスが真に所期の効果を上げているか（サービス内容の適正化）、②不適正・不正な介護サービスはないか（介護費用の適正化）という2つの観点から、高齢者介護に関わるさまざまな主体が連携して介護給付の適正化に取り組んでいく必要があります。本市においても「介護給付適正化システム」を活用し、これまで以上にサービス提供事業者に対する指導を行うとともに、要介護度別、サービス種類毎の介護給付動向等の把握に努めていきます。

#### ⑦ 災害・感染症対策への取組

昨今の大規模な災害につながる自然現象や新たな感染症が流行するなど、従来にない危機的な事象が発生してきています。サービス利用者が継続的にサービスを受けられない事態を回避するため、関係機関と連携を図っていきます。事業所に対しては、災害における高齢者など要援護者の避難対策や安否確認、感染症における予防対策の周知・啓発、災害や感染症発生時に備えた備蓄物資の事前準備など取組を指導・強化します。

### (3) 利用者負担の適正化

介護保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、世代間・世代内で負担の公平化を図っていくため、所得のある方の利用者負担の制度改正については適切に対応します。

### (4) 低所得者対策

介護保険制度を持続可能なものとするためには、低所得者も保険料を負担し続けることを可能にする必要があることから、引き続き公費を投入して、低所得者の保険料を軽減します。

また、低所得者が介護サービスを利用するときの負担を軽減します。

#### ① 公費による保険料軽減

引き続き公費を投入して、低所得者の保険料を軽減します。

## ② 高額介護サービス費

介護保険でサービスを利用された方の1か月の利用者負担額合計が一定の限度額を超えたときに、その超過分を介護保険から給付する制度です。限度額は所得によって区分されています。なお、施設における食費・居住費、福祉用具購入、住宅改修の自己負担は対象外となっています。

## ③ 特定入所者介護サービス費

住民税非課税世帯の要介護者が特別養護老人ホームや介護老人保健施設等に入所したときや、ショートステイを利用した場合の居住費（滞在費）や食費は、申請によって認定された場合には所得に応じた一定額（負担限度額）となり、負担の軽減が図られます。

## ④ 社会福祉法人<sup>注1</sup>等による利用者負担軽減制度等

低所得で特に生計が困難であるものに対して、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等の利用者負担減額等を行っています。

注1 社会福祉法人:社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法に定めるところにより設立された法人

## ⑤ 高額医療・高額介護合算療養費制度

医療費が高額になった世帯に、介護保険の受給者がいる場合は、医療保険と介護保険の両方の自己負担額が合算できます。医療保険と介護保険それぞれの限度額を適用後、年間の自己負担額を合算して、限度額（年間）を超えたときは、その超えた分が支給されます。

## (5) 未納者対策

健全な財政運営及び負担の公平性の観点から、以下のような保険料の納入を促進する方策を実施します。

### ① 未納者対策

広報紙やパンフレット等を通じた広報活動を継続します。未納者に対しては、督促状や催告書を送付するなど滞納整理を進めますが、納付できない状況がある方には、分割納付などの納付相談を実施します。督促や催告にも関わらず納付に応じない滞納者には、差押さえを実施します。さらに長期滞納者に対しては、必要に応じて給付制限を適用するなどの措置を講じます。

## 2 介護サービス基盤の整備

今後、いわゆる団塊の世代が75歳を迎える2025年（令和7年）・団塊ジュニア世代が高齢期を迎える2040年（令和22年）にかけて、65歳以上の第1号被保険者数は減少が予想されますが、要介護リスクの高まる75歳以上（特に85歳以上は増加）の後期高齢者は高水準を維持する見込みです。今後とも、できる限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅生活者をケアするサービスの整備を重点的に推進します。また、認知症の高齢者も増加が見込まれるため、認知症に対応したサービスの充実を図っていきます。

### (1) 介護保険サービスの供給体制確保

地域密着型サービスは、自宅での生活が継続してできるよう支援する体制や増加する認知症高齢者に対応できる体制を整備します。

居宅サービスは、要介護状態にある高齢者だけでなく、在宅介護を支える家族の負担軽減にも配慮したサービスを提供していきます。また、必要に応じて認定者の増加に対応できるサービスも整備していきます。

#### ① 地域密着型サービスの整備

小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護・介護老人福祉施設の整備については、その必要性に関し、今後の需要動向、供給能力（介護人材含む。）等について検討します。また、施設のユニット型個室及びユニットケアを推進し、介護サービスの質の向上を図ります。

#### ② 居宅サービスの整備

認定者が高水準を維持する中、県と連携しながら必要に応じてサービスを検討します。

#### ③ 施設サービスの整備

施設サービスは、地域密着型サービスや居宅サービスを中心に整備する中で、県と協議しながら、基本的には現状を維持します。

### (2) 地域密着型サービスの整備計画

本計画期間においては、新型コロナウイルス感染症のワクチン・治療法が確立されていることを条件に、ゾーニングが可能な建物、間取り等である認知症対応型共同生活介護新設1箇所の整備を見込みつつ、当該整備の是非について令和4年度中に指宿市地域密着型サービス運営委員会の意見を踏まえて判断します。

図表 3-3-4 小規模多機能型居宅介護（看護小規模多機能型居宅介護を含む）

|       |    | 整備済 | 2021年度<br>(令和3年度) | 2022年度<br>(令和4年度) | 2023年度<br>(令和5年度) |
|-------|----|-----|-------------------|-------------------|-------------------|
| 新規整備数 | 箇所 |     | 0                 | 0                 | 0                 |
|       | 定員 |     | 0                 | 0                 | 0                 |
| 整備総数  | 箇所 | 5   | 5                 | 5                 | 5                 |
|       | 定員 | 141 | 141               | 141               | 141               |

図表 3-3-5 認知症対応型共同生活介護

|       |    | 整備済 | 2021年度<br>(令和3年度) | 2022年度<br>(令和4年度) | 2023年度<br>(令和5年度) |
|-------|----|-----|-------------------|-------------------|-------------------|
| 新規整備数 | 箇所 |     | 0                 | 0                 | 0~1               |
|       | 定員 |     | 0                 | 0                 | 0~18              |
| 整備総数  | 箇所 | 15  | 15                | 15                | 15~16             |
|       | 定員 | 216 | 216               | 216               | 216~234           |

図表 3-3-6 介護老人福祉施設

|       |    | 整備済 | 2021年度<br>(令和3年度) | 2022年度<br>(令和4年度) | 2023年度<br>(令和5年度) |
|-------|----|-----|-------------------|-------------------|-------------------|
| 新規整備数 | 箇所 |     | 0                 | 0                 | 0                 |
|       | 定員 |     | 0                 | 0                 | 0                 |
| 整備総数  | 箇所 | 3   | 3                 | 3                 | 3                 |
|       | 定員 | 78  | 78                | 78                | 78                |

### (3) その他の施設

環境上の理由及び経済的理由により、在宅での生活が困難になった方については、住まいの選択肢として、有料（軽費）老人ホーム、養護老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅についての情報提供を行います。また、これらの施設の質を確保するため、居宅サービス等の提供状況の把握や要介護認定の過程等で未届けの有料（軽費）老人ホームを確認した場合は、積極的に県に情報提供するとともに、県と連携して入居実態等の把握に努めます。

なお、市内3か所の老人福祉センターについては、高齢者等の各種の相談に応ずるとともに健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等の用に供するため、引き続き設置いたします。

図表 3-3-7 有料(軽費)老人ホームの見込量

|         | 2021年度<br>(令和3年度) | 2022年度<br>(令和4年度) | 2023年度<br>(令和5年度) |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 箇所数（箇所） | 12                | 12                | 12                |
| 床数（人）   | 231               | 231               | 231               |

図表 3-3-8 サービス付き高齢者向け住宅の見込量

|         | 2021年度<br>(令和3年度) | 2022年度<br>(令和4年度) | 2023年度<br>(令和5年度) |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 箇所数（箇所） | 1                 | 1                 | 1                 |
| 戸数（戸）   | 37                | 37                | 37                |

図表 3-3-9 養護老人ホームの見込量

|          | 2021 年度<br>(令和 3 年度) | 2022 年度<br>(令和 4 年度) | 2023 年度<br>(令和 5 年度) |
|----------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 措置人数 (人) | 2                    | 2                    |                      |

### 3 家族介護者への支援の充実

在宅の寝たきり者等を介護している家族を支援するために、介護予防のための事業として、家族介護教室の開催などに取り組みます。

#### (1) 家族介護教室

家庭において家族を介護する者が、より安心して介護ができるよう、適切な介護知識・技術を習得することを目的とした家族介護教室を開催し、心身の健康増進、元気回復（リフレッシュ）、参加者同士の情報交換を行い、精神的・肉体的介護負担の軽減を図ります。

図表 3-3-10 家族介護教室の見込量

|            | 2021 年度<br>(令和 3 年度) | 2022 年度<br>(令和 4 年度) | 2023 年度<br>(令和 5 年度) |
|------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 延べ参加者数 (人) | 90                   | 90                   | 90                   |
| 開催回数 (回)   | 3                    | 3                    | 3                    |

#### (2) 介護用品支給事業

在宅で寝たきり等にあり、常時紙おむつ等を必要とする 65 歳以上の要介護者（要介護 4・5）の介護者に対し、紙おむつ等を支給し、身体的・精神的・経済的負担を軽減するとともに利用者の在宅福祉の向上を図ります。

図表 3-3-11 介護用品支給事業の見込量

|          | 2021 年度<br>(令和 3 年度) | 2022 年度<br>(令和 4 年度) | 2023 年度<br>(令和 5 年度) |
|----------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 利用者数 (人) | 32                   | 32                   | 32                   |

#### (3) 介護離職を回避するための取組

家族を介護するために離職を迫られるなど、介護と子育てを同時にする「ダブルケア」は、介護者にとって深刻な問題となっています。このため、介護離職ゼロに向け、地域包括支援センターにおける総合相談等により家族介護者への支援に取り組んでいきます。また、介護休業等、課題解決に向けた取組や制度等について研究を進めます。

## 第4節 地域包括ケアへの取組

### 1 地域ネットワークづくり

高齢期になっても健康に配慮しながら、社会参加し、生きがいを持って生活を続けることで、自分らしく生活することができます。しかし、加齢により疾病等のリスクが他の年代と比べて高まる高齢者の「生活の質（QOL<sup>※1</sup>）」を維持するためには、本人の意志や努力はもとより、介護や医療サービスを含め地域で支える仕組みをつくることが重要です。まず、地域の高齢者の総合的な相談・支援機関である地域包括支援センターと行政が中心となって、医療や介護などの専門職、民生委員など地域住民を含めた「顔の見える」ネットワークを作り、地域の高齢者の生活を支えていく基盤とします。地域とのつながりが希薄化している中で、地域の様々な主体がそれぞれの役割分担の下、相互に連携しながら、地域共生社会の実現に向けて、自宅で生活する上で配慮が必要な高齢者を見守り、住み慣れた地域で安心して日常生活が送れる体制（地域包括ケアシステム）をつくります。

注1 QOL(quality of life):「生活の質」、「生命の質」、「人生の質」と訳され、専門分野や文脈によって使い分けられている。  
一般的な考えは、生活者の満足感、安心感、幸福感を規定している諸要因の質

#### (1) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括ケアシステムを推進するため、その中核機関として、今後、増加してくる様々なニーズに対応するため、関係各機関との連携を強化し、その質の向上を図る必要があります。また、認知症施策の推進や在宅医療・介護の連携の推進を図る中で、業務内容の拡大や業務量の増大に応じた組織体制の強化を図ります。

##### ① 機能強化の推進

地域包括支援センターの機能強化を図るため、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の3つの職種、又はそれに準ずる者、並びに介護支援専門員等を必要数配置し、体制の強化及び質の向上を図っていきます。

##### ② 認知症対応力の充実

地域包括支援センター内に専門的な研修を受講した認知症地域支援推進員を配置し、認知症対応力を強化します。

##### ③ 職員の資質向上

認知症ケアや在宅医療に関する知識を深めるための研修を実施し、地域の事業所への支援機能を高めます。

#### (2) 地域包括支援センターの効果的な運営

地域包括支援センター運営協議会（年1回）を開催し、公平・公正な運営に努めます。

##### ① 情報共有の推進

定例会、各専門職連絡会を定期的に開催し、地域包括支援センター職員間で顔の見える情報交換や研修の場を設けます。

### (3) 地域ケア会議の充実

個別ケースの地域ケア会議を開催し、同時に相談業務など日々の活動を通じて、地域共通の課題を発見し、地域に必要な社会資源の開発や地域づくりに向けた協議を通して、地域課題の解決につなげます。また、地域で解決できない課題については、市全域での解決に向けて、施策に反映させる機能を持つ地域ケア推進会議を開催します。

#### ① 地域ケア個別会議の開催

##### ア 介護予防のための地域ケア個別会議

リハビリ職や歯科衛生士等の多職種が専門的視点に基づく助言を通じて、介護支援専門員やサービス事業所が自立に資するケアマネジメントの視点やサービス提供に関する知識・技術を習得することで、高齢者の自立支援や重度化防止を目指します。

##### イ 困難事例の地域ケア個別会議

地域において支援困難となっている個別ケースへの対応を地域住民も含めた関係者で検討し、個別課題の解決を図ることを目的としています。

#### ② 地域課題解決への取組・施策への反映

地域ケア個別会議を通して、見えてきた地域共通の課題について、地域課題ネットワーク会議や地域ケア推進会議を開催します。関係団体等と相互連携を図り、ネットワーク構築及び地域に必要な社会資源の開発を進めます。

図表 3-4-1 地域ケア会議の見込量

|                     |         | 2021年度<br>(令和3年度) | 2022年度<br>(令和4年度) | 2023年度<br>(令和5年度) |
|---------------------|---------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 地域ケア個別会議<br>(介護予防)  | 開催回数(回) | 6                 | 6                 | 6                 |
|                     | 件数(件)   | 10                | 10                | 10                |
| 地域ケア個別会議<br>(困難事例)  | 開催回数(回) | 2                 | 2                 | 2                 |
|                     | 件数(件)   | 2                 | 2                 | 2                 |
| 地域課題<br>ネットワーク会議(回) | 開催回数(回) | 3                 | 3                 | 3                 |
| 地域ケア推進会議(回)         | 開催回数(回) | 1                 | 1                 | 1                 |

### (4) 高齢者団体等との連携

既存の高齢者団体等との連携を強化しながら、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れる体制をつくります。

### ① 老人クラブ等の活用

地域にある老人クラブ等の組織力を活かして、地域の高齢者の見守り支援や、ごみ出しなどの簡単な生活支援を行える体制づくりを進めます。

### ② シルバー人材センターの活用

シルバー人材センターでは、生活支援サービスを提供するなど、社会ニーズに対応した事業の開拓に積極的に取り組みます。

## 2 認知症施策の総合的推進

2025年（令和7年）・2040年（令和22年）を見据え、今後、認知症になる人は増加していくことが見込まれています。国では、認知症施策推進大綱（令和元年6月）に基づき、「共生」と「予防」を両輪とした施策を推進しており、認知症の人を含む地域の人が暮らしやすい社会づくりや認知症の予防等に取り組み、認知症の方が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、本人家族や関係機関・団体等と連携しながら施策を総合的に推進していきます。

### (1) 認知症施策の検討・推進

認知症に関わる医療や介護、福祉等の関係者の代表が、施策の進行管理や問題点の検討を行うほか、新たな課題についても対応策を協議します。また、協議会を構成する機関など、関係団体との協力体制を構築します。

#### ① 認知症施策の検討・推進

地域課題ネットワーク会議において、関係団体と協力・連携しながら認知症に関する課題の整理と対応策を検討し、施策に反映させます。また、施策の効果を定期的に検証し、問題点の改善を進めるほか、新たな課題についても対応策を協議します。

図表 3-4-2 地域課題ネットワーク会議（認知症関係）の見込量

|                        | 2021年度<br>(令和3年度) | 2022年度<br>(令和4年度) | 2023年度<br>(令和5年度) |
|------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 地域課題ネットワーク<br>会議の開催(回) | 1                 | 1                 | 1                 |

### (2) 認知症の理解を深めるための知識の普及・啓発

認知症の人が、住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、地域の住民の認知症に対する正しい理解を深め、認知症の人や家族を温かく見守り、支援が行われる地域づくりにつなげます。また、地域包括支援センターが、認知症の相談窓口であることを広く周知します。

### ① 認知症の理解を深めるための普及・啓発

子どもから大人まで幅広い年齢層に対して認知症サポーター養成講座を開催します。また、アルツハイマー月間に学校や図書館等の関係機関と連携を図り、認知症について関心を持ってもらうための取組を推進します。地域包括支援センターは、認知症に関する相談窓口になるとともに、関係者に対しては、必要な情報を提供し、活動しやすい環境を整備するほか、本人発信支援の取組を推進します。

図表 3-4-3 認知症サポーター養成講座の見込量

|                    | 2021 年度<br>(令和 3 年度) | 2022 年度<br>(令和 4 年度) | 2023 年度<br>(令和 5 年度) |
|--------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 新規認知症サポーター数<br>(人) | 500                  | 500                  | 500                  |
| 開催回数 (回)           | 18                   | 18                   | 18                   |
| 認知症サポーター総数 (人)     | 5, 435               | 5, 935               | 6, 435               |

図表 3-4-4 認知症に関する講演会等の見込量

|          | 2021 年度<br>(令和 3 年度) | 2022 年度<br>(令和 4 年度) | 2023 年度<br>(令和 5 年度) |
|----------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 参加者数 (人) | 80                   | 80                   | 80                   |
| 開催回数 (回) | 1                    | 1                    | 1                    |

図表 3-4-5 認知症特設コーナー設置の見込量

|          | 2021 年度<br>(令和 3 年度) | 2022 年度<br>(令和 4 年度) | 2023 年度<br>(令和 5 年度) |
|----------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 図書館 (箇所) | 2                    | 2                    | 2                    |
| 学校 (箇所)  | 18                   | 18                   | 18                   |

### (3) 認知症予防に向けた取組の実施

認知症予防の視点から、効果的な介護予防教室等の実施に努めます。

#### ① 認知症予防に向けた取組の実施

健康相談・サロン等の主に高齢者が集まる機会を活用し、認知症予防の普及・助言を行います。また、介護予防教室では、「脳のトレーニング教室」など効果的な認知症予防プログラムを実施します。

### (4) 認知症に対する支援体制の強化

認知症により、日常生活に困難をきたしている方を支援するため、地域や認知症に関する医療・ケア（早期発見・早期対応）、早期診断、早期支援等、関係機関と連携した支援体制を強化します。

### ① 認知症初期集中支援チームの設置

認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員等により、包括的・集中的に支援します。具体的には、高齢者の生活機能低下を判断する基本チェックリスト等から、認知機能の低下の疑いのある高齢者を早期に把握し、関係機関と連携を図り、認知症の人やその家族が適切な支援を受けられる体制を整備します。

図表 3-4-6 認知症初期集中支援チーム及び訪問対象者の見込量

|            | 2021年度<br>(令和3年度) | 2022年度<br>(令和4年度) | 2023年度<br>(令和5年度) |
|------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 支援チーム(チーム) | 1                 | 1                 | 1                 |
| 支援者数(人)    | 7                 | 7                 | 7                 |

### (5) 認知症ケアの充実・地域づくり

認知症は病気の進行によって、症状が変化し、その症状によって必要な医療・介護サービスが異なってきます。症状の変化に応じて、適切なサービスにつながるように、インフォーマルサービス<sup>注1</sup>も含めた、医療・介護・福祉などのサービスを整理した「あんしん認知症ガイド」を活用し、わかりやすく提示していきます。また、認知症に関わる介護職の対応力の向上を目指し、研修や相談指導を行います。

さらに、徘徊により行方不明になった場合に、徘徊高齢者の情報を地域の様々な団体や民間事業者及び個人が共有し、対象者の早期発見ができるよう高齢者の見守り体制の充実を図ります。

注1 インフォーマルサービス:近隣や地域社会、ボランティアなどが行う非公式的な援助

### ① 認知症に関する取組の向上

認知症地域支援推進員による、認知症に関する取組を推進します。推進員は認知症に関わる介護職の対応力向上のため、研修会の実施や、個別事例について相談・アドバイスを行います。

図表 3-4-7 認知症地域支援推進員の見込量

|         | 2021年度<br>(令和3年度) | 2022年度<br>(令和4年度) | 2023年度<br>(令和5年度) |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 推進員数(人) | 2                 | 2                 | 2                 |

### ② 認知症ケアパスの普及

認知症の症状に応じた適切なサービスにつながるよう、介護や医療のサービス、見守りや配食等のインフォーマルサービス等を整理した認知症ケアパスの普及に努めます。

### ③ 徘徊SOSネットワークの活用

警察や消防、高齢者とかわりのある福祉関係団体、民間事業者等との見守りネットワークを活用し、徘徊高齢者の早期発見に努めます。

#### ④ 高齢者等あんしん登録票の普及促進

日常生活に不安のある高齢者等の情報を登録し、警察や消防等と情報共有することで、登録者が行方不明になった場合及び緊急搬送された場合等の情報把握が円滑となるように努めます。

図表 3-4-8 高齢者等あんしん登録票の見込量

|           | 2021年度<br>(令和3年度) | 2022年度<br>(令和4年度) | 2023年度<br>(令和5年度) |
|-----------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 延べ登録者数(人) | 134               | 151               | 168               |

#### ⑤ 徘徊模擬訓練

徘徊高齢者の発生を想定した、地域の情報伝達や声掛け等の訓練を実施します。

図表 3-4-9 徘徊模擬訓練実施数の見込量

|         | 2021年度<br>(令和3年度) | 2022年度<br>(令和4年度) | 2023年度<br>(令和5年度) |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 実施数(箇所) | 2                 | 3                 | 4                 |
| 参加人数(人) | 84                | 160               | 236               |

#### ⑥ 高齢者見守りサポーター協力事業所

郵便局やガソリンスタンドなど、日常生活や業務の中で、認知症等高齢者に対するさりげない見守りや声かけを行う「高齢者見守りサポーター協力事業所」の登録を推進します。

図表 3-4-10 高齢者見守りサポーター協力事業所の見込量

|            | 2021年度<br>(令和3年度) | 2022年度<br>(令和4年度) | 2023年度<br>(令和5年度) |
|------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 延べ事業所数(箇所) | 113               | 118               | 123               |

#### ⑦ キャラバン・メイト連絡会

認知症サポーター養成講座の講師であるキャラバン・メイトの交流の場を設置し、地域における認知症の理解を推進するための意見交換等を行います。

図表 3-4-11 キャラバン・メイト連絡会の見込量

|         | 2021年度<br>(令和3年度) | 2022年度<br>(令和4年度) | 2023年度<br>(令和5年度) |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 開催回数(回) | 1                 | 1                 | 1                 |

#### (6) 認知症の人やその家族への支援

認知症の人やその家族が、気軽に集って話をしたり、相談したりできる場を充実させます。また、地域で暮らす認知症の人や家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーターを結びつけるための「チームオレンジ」の取組も検討します。

### ① 認知症の人と家族の集いの場の充実

認知症の人やその家族、地域住民などが気軽に集まり、認知症について語り合ったり、専門スタッフに相談したりできる「認知症カフェ」などの交流の場づくりを支援します。

### (7) 認知症バリアフリーの推進・認知症（若年性認知症を含む。）の人への社会参加等の支援

認知症の人が自分らしい生活を継続できるように、地域住民や関係機関に対する正しい理解の普及・啓発を推進します。また、関係機関と連携を図り、就労の継続や居場所づくり等の支援に努めます。

#### ① 若年性認知症の理解を深めるための普及・啓発

パンフレットの配布や講演会等を開催し、広く若年性認知症の情報発信を行います。

#### ② 社会参加活動の支援

鹿児島県若年性認知症コーディネーターやその他の関係機関と連携を図り、就労の継続等社会参加活動や居場所づくり等の支援に努めます。

## 3 権利擁護の推進

日常生活の判断をすることが難しくなる認知症高齢者等が増加傾向にある中、成年後見人を必要とする高齢者は増加することが予想されます。

したがって、今後も成年後見制度<sup>注1</sup>の普及・啓発を図り、利用を促進します。

### (1) 成年後見制度と本人への保護・支援

本人の意思を尊重し、高齢者が地域で安心して生活できるように、市民後見人の育成と活用について検討します。また、高齢者の人権を守り成年後見等の利用支援を推進するために、市長申立や後見報酬助成を行います。

#### ① 成年後見制度等の利用促進

成年後見制度について利用促進を図るため、指宿市成年後見制度利用促進基本計画（P78）に基づき、市民及び関係者への説明会等の実施やパンフレットの配布などを行い、成年後見制度の普及啓発に取り組みます。また、中核機関を設置することにより、権利擁護支援の必要な人を発見し、支援につなげる地域連携ネットワーク体制の整備や後見人の担い手育成及び活動を支援します。地域包括支援センターが中心となり、社会福祉協議会等の関係機関と連携し、利用者の自己選択を確保できる権利擁護システムの確立に努めます。

図表 3-4-12 権利擁護に関する事業の見込量

|             | 2021年度<br>(令和3年度) | 2022年度<br>(令和4年度) | 2023年度<br>(令和5年度) |
|-------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 出前講座の開催数（回） | 1                 | 1                 | 1                 |
| 出前講座参加者数（人） | 30                | 50                | 50                |
| 会議の開催数（回）   | 1                 | 1                 | 1                 |

注1 成年後見制度：認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な人の自己決定の尊重と本人の保護の調和を図り、権利を守る制度。「法定後見制度」は、家庭裁判所で選任した成年後見人などがこれらの人の意思を尊重し、その人らしい生活のために、その人に代わって財産管理や、身上保護などを行う。

## (2) 高齢者虐待への対策

虐待を受けている高齢者の多くに認知症の症状が見られます。今後、認知症高齢者がますます増加する傾向にあることから、高齢者虐待の増加が懸念されます。このようなことから、高齢者虐待に関する理解の普及・啓発及び虐待の防止に向けた対策に取り組めます。

### ① 高齢者虐待に関する理解の普及・啓発

市民に対し、高齢者虐待についての正しい知識や理解を促し、虐待に関する意識向上を図ります。また、市民に対して、高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合には、速やかに地域包括支援センターや市役所に相談するよう周知を図ります。

### ② 関係機関との連携

高齢者虐待の実態や虐待防止の取組などについて共通認識を持ち、高齢者虐待防止体制がより充実するよう、地域課題ネットワーク会議等を通じ、関係機関等と密接に連携していきます。また、市は通報があった場合、速やかに事実確認及び緊急性の判断を行い、高齢者虐待に迅速に対応します。

図表 3-4-13 地域課題ネットワーク会議（虐待関係）の見込量

|                        | 2021年度<br>(令和3年度) | 2022年度<br>(令和4年度) | 2023年度<br>(令和5年度) |
|------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 地域課題ネットワーク<br>会議の開催(回) | 1                 | 1                 | 1                 |

## 4 在宅医療・介護の連携推進・強化

後期高齢者の増加に伴い、今後、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ慢性疾患又は認知症等の高齢者の増加も見込まれています。高齢者が可能な限り、住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう、入退院支援、日常の療養支援、急変時対応、看取り、認知症の対応強化等の様々な局面に対応できるよう、医師会等と協働し、在宅における医療と介護の連携を推進・強化していきます。さらに、昨今の感染症や災害時における継続的なサービスの提供についても連携体制、対応等に関し検討していきます。介護と医療が必要になったとき、希望する在宅での生活をイメージできるよう支援体制を含めた情報提供をしていきます。

### (1) 在宅医療・介護に関する情報提供

在宅で医療や介護を受けながら生活することについて、高齢者をはじめ市民が容易にイメージし理解できるような情報を提供します。

### ① 在宅医療・介護の普及・啓発

在宅での医療と介護について理解を深めるため、広報紙やパンフレットをはじめ、ホームページでの掲載等も含め、様々な形で周知します。

### ② かかりつけ医・歯科医・薬局の普及・啓発

市民の日頃の健康管理のために、「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」「かかりつけ薬局」の役割や必要性について普及・啓発を図ります。

## (2) 在宅医療・介護従事者の連携体制の構築及び相談体制の強化

在宅医療・介護連携推進協議会を開催し、施策の進行管理や問題点の検討を行うほか、新たな課題についても対応策を協議します。また、医療職や介護職などの多職種が協働意識を高め、連携を強化できる機会を作ります。さらに、地域の在宅医療と介護の連携を支援するために、必要に応じ、地域住民や医療・介護関係者からの相談窓口として対応できるよう、体制を強化します。

### ① 在宅医療・介護の連携に関する施策の検討・推進

医師会との連携により、在宅医療の推進体制を構築します。医師や歯科医師、薬剤師、ケアマネジャーなど、在宅医療・介護分野の各職種の代表が、在宅医療・介護の連携に関する課題や具体的な対策等について協議・検討します。協議会を構成する団体を中心に、関係団体と協力・連携しながら施策を進めていきます。

図表 3-4-14 在宅医療・介護連携推進協議会

|           | 2021年度<br>(令和3年度) | 2022年度<br>(令和4年度) | 2023年度<br>(令和5年度) |
|-----------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 協議会開催数(回) | 1                 | 1                 | 1                 |

### ② 多職種連携会議の開催

在宅医療や介護関係者の多職種参加型の研修を開催し、お互いの役割を理解した顔の見える関係づくりを進めます。

図表 3-4-15 多職種連携研修の見込量

|        | 2021年度<br>(令和3年度) | 2022年度<br>(令和4年度) | 2023年度<br>(令和5年度) |
|--------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 開催数(回) | 2                 | 2                 | 2                 |

### ③ 在宅医療・介護の連携に向けた情報共有ツールの充実

地域の医療・介護の関係者が連携して高齢者のケアの向上を行うことが必要であり、特に入退院支援として医療機関と介護支援専門員の情報共有ツールとして「南薩保健医療圏域退院調整ルール」を活用し、連携体制を推進していきます。

図表 3-4-16 退院調整率の見込量

|           | 2021 年度<br>(令和 3 年度) | 2022 年度<br>(令和 4 年度) | 2023 年度<br>(令和 5 年度) |
|-----------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 退院調整率 (%) | 95.0                 | 95.0                 | 95.0                 |

#### ④ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

地域の医療・介護関係者等からの在宅医療・介護連携に関する事項の相談を受け付け、必要に応じて地域の医療機関及び介護事業者等の連携の調整や紹介を行います。特に歯科の相談については、歯科衛生士による相談支援体制の充実を図ります。

## 5 地域支え合い体制づくりの推進

ひとり暮らし等高齢者世帯の増加など世帯構成の変化により、家族や地域とのつながりが希薄になり、孤独感が増加する高齢者が増えることが予想されます。そのため、支援を要する高齢者等を地域で見守り、適切な支援にいち早くつなげていくための体制づくりが急務となっています。また、ひとり暮らし高齢者は、家族による日常的な安否確認が行えないため、在宅で安心して生活するためには、急病や事故が起こった場合に、速やかな通報と迅速かつ適切な救命活動が行われるよう、支援する必要があります。高齢に伴って、日常的な軽作業が困難になったり、在宅での介護を必要としたりする場合があります。こうした生活機能が低下した高齢者が、住み慣れた地域で安心して快適に過ごせるための支援が必要です。

### (1) 地域見守り体制の充実

民生委員や地域包括支援センター、社会福祉協議会等の地域の様々な福祉団体や民間事業者と連携し、支援が必要な高齢者を地域で見守るネットワークの充実を図ります。また、民生委員等と、地域で孤立するおそれのある高齢者等の情報を共有し、地域の中で援助を必要としている高齢者の実態把握を進め、定期的に見守ります。

#### ① 地域見守りネットワーク支援事業

見守りグループ構成員として登録された方が、65歳以上の寝たきり、ひとり暮らしの高齢者世帯等要援護者に対し、安否確認や声かけ、見守り活動などを行います。また、定期的な訪問活動を通して地域の融和を図り、ひとり暮らし高齢者の孤独感の解消に努めます。

図表 3-4-17 地域見守りネットワーク支援事業の見込量

|                 | 2021 年度<br>(令和 3 年度) | 2022 年度<br>(令和 4 年度) | 2023 年度<br>(令和 5 年度) |
|-----------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 見守りグループ構成員数 (人) | 675                  | 675                  | 675                  |
| 訪問対象世帯数 (世帯)    | 2,500                | 3,000                | 3,500                |
| 訪問回数 (回)        | 72,000               | 72,500               | 73,000               |

## ② ひとり暮らし等高齢者の実態把握

戸別訪問等によるひとり暮らし等高齢者の全数把握に努めます。見守り活動において適切な個人情報保護と活用を図るため、個人情報保護に関する周知徹底を行い、本人の同意取得や個人情報の管理を徹底します。

## (2) 生活支援体制整備事業の推進

高齢者等が住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために必要となる多様な主体による多様な生活支援サービスの充実を図ります。

地域の特性を生かした体制を整備するため、市内全域である第1層圏域から、中圏域とする第2層圏域及び小圏域とする第3層圏域への展開を図ります。

### ① 生活支援コーディネーター活動の充実

生活支援コーディネーターによる地域における支え合い体制の推進や社会資源の発掘、不足しているサービスの開発など、生活の支援体制の整備を進めます。

### ② 生活支援サービスの担い手の養成

介護予防・生活支援サービスの担い手となる人材を養成し、サービス提供体制の構築と地域の支え合い体制の充実につなげます。

### ③ 元気高齢者によるボランティア活動の促進

元気な高齢者等が、ボランティアグループなどを組織し、生活機能の低下した高齢者を支える取組を支援します。

### ④ 協議体の運営及び充実

生活支援サービスの基盤整備には、ボランティアのほかに、民間企業、協同組合、社会福祉法人、NPOなど、多様な団体との情報共有や連携が必要であることから、協議体には地域住民や関係団体等に参加してもらい、地域の中での課題や不足資源を検討し、課題解決に向けて情報提供、情報共有を行います。

## (3) 高齢者福祉サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、また、心身機能の低下により自立した生活に不安のある高齢者が要介護状態にならないよう予防的視点を重視し、介護保険サービス以外にもさまざまな在宅福祉サービスを提供し、支援していきます。

### ① 砂むし温泉入浴事業（再掲）

65歳以上の高齢者及び身体障害者の方に対し、砂むし温泉利用カードを発行し、高齢者等の健康の保持増進及び保健の向上を図ります。

図表 3-4-18 砂むし温泉入浴事業の見込量

|          | 2021 年度<br>(令和 3 年度) | 2022 年度<br>(令和 4 年度) | 2023 年度<br>(令和 5 年度) |
|----------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 発行者数 (人) | 1,050                | 1,070                | 1,090                |
| 入浴回数 (回) | 12,000               | 12,300               | 12,500               |

② はり・きゅう等施術料助成事業 (再掲)

65歳以上の高齢者及び身体障害者の方に対し、はり・きゅう及びマッサージ等の受診券 (助成券) を発行し、高齢者等の健康保持と保健の向上を図ります。

図表 3-4-19 はり・きゅう等施術料助成事業の見込量

|             | 2021 年度<br>(令和 3 年度) | 2022 年度<br>(令和 4 年度) | 2023 年度<br>(令和 5 年度) |
|-------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 受診券利用枚数 (枚) | 13,200               | 13,200               | 13,200               |
| 受診券利用者数 (人) | 1,300                | 1,300                | 1,300                |

③ 地域見守りネットワーク支援事業 (再掲)

見守りグループ構成員として登録された方が、65歳以上の寝たきり、ひとり暮らしの高齢者世帯等要援護者に対し、安否確認や声かけ、見守り活動などを行います。また、定期的な訪問活動を通して地域の融和を図り、ひとり暮らし高齢者の孤独感の解消に努め、地域で安心して生活できる環境づくりを進めます。

④ 心配ごと相談等事業

民生委員、弁護士等を中心に、心配ごと相談・法律相談等を定期的に行い、高齢者等の身の回りの心配ごとや悩みごと等の問題解決に努め、安心感を与えることにより、心身の健康が保たれるよう事業の推進を図ります。

図表 3-4-20 心配ごと相談等事業の見込量

|            | 2021 年度<br>(令和 3 年度) | 2022 年度<br>(令和 4 年度) | 2023 年度<br>(令和 5 年度) |
|------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 延べ利用者数 (人) | 180                  | 180                  | 180                  |

⑤ 緊急ショートステイ事業

おおむね65歳以上の者に対する虐待等の理由により、在宅生活が困難になった者について、一時的に介護保険施設に入所させることにより、高齢者の心身の安全を確保し、高齢者の福祉向上を図るよう努めます。

表 3-4-21 緊急ショートステイ事業の見込量

|          | 2021 年度<br>(令和 3 年度) | 2022 年度<br>(令和 4 年度) | 2023 年度<br>(令和 5 年度) |
|----------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 利用者数 (人) | 1                    | 1                    | 1                    |
| 利用回数 (回) | 7                    | 7                    | 7                    |

⑥ 在宅ねたきり老人等寝具洗濯サービス事業

在宅で寝たきりのおおむね 65 歳以上の高齢者及び身体障害者で、寝具の衛生管理等が困難な方に対し、寝具洗濯及び乾燥消毒のサービスを提供することにより、清潔で快適な生活の支援を図ります。

図表 3-4-22 在宅ねたきり老人等寝具洗濯サービス事業の見込量

|            | 2021 年度<br>(令和 3 年度) | 2022 年度<br>(令和 4 年度) | 2023 年度<br>(令和 5 年度) |
|------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 延べ利用者数 (人) | 12                   | 12                   | 12                   |

⑦ 緊急通報体制等整備事業の見込量

おおむね65歳以上の高齢者又は身体障害者のうち、ひとり暮らしであること等により急病や災害等の緊急時に、迅速かつ適切な対応がとれない方を対象に、通報先を消防署や親族・隣人等とする緊急通報装置を給付します。

図表 3-4-23 緊急通報体制等整備事業の見込量

|          | 2021 年度<br>(令和 3 年度) | 2022 年度<br>(令和 4 年度) | 2023 年度<br>(令和 5 年度) |
|----------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 設置台数 (台) | 33                   | 33                   | 33                   |

⑧ 「食」の自立支援事業

おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯、又はこれに準ずる世帯に属する虚弱な高齢者及び身体障害者であって、食の自立支援や介護予防の観点からサービスが必要かどうかの調査を行い、必要と認められる方に対し、昼食と夕食を居宅に配食をします。配食時には安否確認を行い、食生活の改善や社会的孤独感の解消、在宅での自立した生活を支援します。

図表 3-4-24 高齢者訪問給食サービス事業の見込量

|         | 2021 年度<br>(令和 3 年度) | 2022 年度<br>(令和 4 年度) | 2023 年度<br>(令和 5 年度) |
|---------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 利用者数(人) | 371                  | 373                  | 375                  |
| 配食数 (食) | 140,000              | 140,500              | 141,000              |

#### ⑨ 紙おむつ等支給事業

在宅で寝たきり等にあり、常時紙おむつ等を必要とする要介護者（要介護3～5）等、又は重度心身障害者の方に対し紙おむつ等を支給し、介護家族の身体的・精神的・経済的負担を軽減するとともに利用者の在宅福祉の向上を図ります。

表 3-4-25 紙おむつ等支給事業の見込量

|         | 2021年度<br>(令和3年度) | 2022年度<br>(令和4年度) | 2023年度<br>(令和5年度) |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 利用者数(人) | 170               | 170               | 170               |

#### ⑩ 訪問理容・美容助成事業

在宅で寝たきり等のため、理容所・美容所での理髪・整髪が困難な状況にある65歳以上の高齢者が、理容業者・美容業者の出張業務を受けた場合の理容料・美容料を助成することにより、衛生管理と在宅福祉の向上を図ります。

図表 3-4-26 訪問理容・美容助成事業の見込量

|           | 2021年度<br>(令和3年度) | 2022年度<br>(令和4年度) | 2023年度<br>(令和5年度) |
|-----------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 利用者数(人)   | 9                 | 10                | 10                |
| 延べ利用回数(回) | 27                | 30                | 30                |

#### ⑪ 老人福祉車購入費助成事業

老人福祉車の購入費の一部を助成し、高齢者の日常生活での便宜を図るとともに、高齢者の健康管理に努めます。

図表 3-4-27 老人福祉車購入費助成事業の見込量

|         | 2021年度<br>(令和3年度) | 2022年度<br>(令和4年度) | 2023年度<br>(令和5年度) |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 助成台数(台) | 100               | 105               | 110               |

#### ⑫ 救急医療情報キットの普及・推進

医療情報や「診察券(写)」「健康保険証(写)」などを専用の容器に入れ、自宅(冷蔵庫)に保管しておくことで、緊急時に消防署と医療機関等との連携に備えられる救急医療情報キットを普及・推進します。

#### (4) 高齢者の住まい環境と生活環境の整備

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、住環境の整備を支援します。また、高齢者の移動手段の支援として、交通ネットワークについて周知し利用を促進します。安全で快適に生活できるように計画的な歩道のバリアフリー<sup>注1</sup>化や、公共施設のバリアフリー

化、生活環境におけるバリアフリー化を関係機関と連携し進めます。

注1 バリアフリー:バリアとは通行や出入り口をはばむ柵や防壁障害物のことをいう。一般的には高齢者や障害者の歩行、住宅などの出入り口を妨げる障害がなく、動きやすい環境のことであるが、社会基盤や施設の障壁、制度上の障壁、そして心の障壁を取り除くことをさす場合もある。

#### ① 住まい環境の整備支援

高齢者向け住宅改修を実施しようとする者に対し、相談・助言を行うとともに、居宅介護住宅改修費等の支給申請に係る意見書等作成費を助成します。

#### ② 高齢者世話付き住宅に対する生活援助員派遣

60歳以上の単身世帯又は夫婦のみでいずれかが60歳以上の世帯などで、高齢者世話付き住宅に居住する方に対して生活援助員を派遣し、生活支援・相談・安否確認・緊急時の対応等のサービスを提供します。入居者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、在宅生活の支援に努めます。

#### ③ 高齢者等が移動しやすい交通機関の整備

令和2年4月から、市内の公共交通体系の見直しを行い、「市内循環バス」の運行に加え、「予約型乗合タクシー」や「路線バス回数券」を導入しました。

今後も、関係機関と連携を深め、高齢者等が気軽に利用できるよう啓発と支援を行います。

#### ④ 高齢者を対象とした交通安全教室の開催

高齢者向けの交通安全教室のPRを行い、多くの高齢者が受講するよう努めるとともに、分かりやすい内容を心がけ、交通ルールの再確認及び交通マナーの向上に努めます。

#### ⑤ 歩行空間の整備

市民が安全で快適に道路を利用できるよう、段差の解消や視覚障害者用ブロックの設置等、計画的な歩道のバリアフリー化に取り組みます。

#### ⑥ 公共施設等バリアフリーの推進

高齢者や障害者などを含め、誰にもやさしいまちづくりを推進するため、全ての施策・事業においてユニバーサルデザイン<sup>注2</sup>の考え方を取り入れていきます。高齢者が気軽に外出し、買い物や通院だけではなく、さまざまな場所に出向き、希望する活動に参加できるよう、道路整備においては、高齢者が安心して利用できる歩道の整備や既存部分のバリアフリー化等の推進に努めます。また、未整備の施設や地域については、関係機関と連携を図り、今後、必要性やニーズに基づき検討します。

注2 ユニバーサルデザイン:「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

## 第4章 介護保険給付等対象サービスの見込み

### 第1節 居宅サービス等の見込量

#### 【基本的な考え方】

要介護者に対する居宅サービス量の見込み及び要支援者に対する介護予防サービス量の見込みに当たっては、2020年度（令和2年度）の利用実績を基礎として、必要な要素を総合的に勘案し、各年度におけるサービスの種類ごとの見込量を設定します。

#### 1 訪問介護

訪問介護員（ホームヘルパー）等が家庭を訪問し、入浴・排せつ・食事などの介護や身のまわりの世話をするサービスです。

図表 4-1-1 訪問介護

|                | 2021年度<br>(令和3年度) | 2022年度<br>(令和4年度) | 2023年度<br>(令和5年度) |
|----------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| サービス必要量 (回数/月) | 6,223.5           | 6,291.6           | 6,291.6           |
| 利用者数 (人数/月)    | 263               | 265               | 265               |
| 給付費 (千円/年)     | 239,383           | 241,989           | 241,989           |

#### 2 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

要介護・要支援者の家庭を、移動入浴車が訪問し、入浴の介護を行うサービスです。

図表 4-1-2 訪問入浴介護

|                | 2021年度<br>(令和3年度) | 2022年度<br>(令和4年度) | 2023年度<br>(令和5年度) |
|----------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| サービス必要量 (回数/月) | 82.8              | 82.8              | 82.8              |
| 利用者数 (人数/月)    | 11                | 11                | 11                |
| 給付費 (千円/年)     | 11,891            | 11,898            | 11,898            |

図表 4-1-3 介護予防訪問入浴介護

|                | 2021年度<br>(令和3年度) | 2022年度<br>(令和4年度) | 2023年度<br>(令和5年度) |
|----------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| サービス必要量 (回数/月) | 0.0               | 0.0               | 0.0               |
| 利用者数 (人数/月)    | 0                 | 0                 | 0                 |
| 給付費 (千円/年)     | 0                 | 0                 | 0                 |

### 3 訪問看護・介護予防訪問看護

看護師等が要介護・要支援者の家庭を訪問し、療養上の世話または必要な診療補助を行うサービスです。

図表 4-1-4 訪問看護

|                | 2021年度<br>(令和3年度) | 2022年度<br>(令和4年度) | 2023年度<br>(令和5年度) |
|----------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| サービス必要量 (回数/月) | 485.2             | 485.2             | 485.2             |
| 利用者数 (人数/月)    | 65                | 65                | 65                |
| 給付費 (千円/年)     | 30,025            | 30,041            | 30,041            |

図表 4-1-5 介護予防訪問看護

|                | 2021年度<br>(令和3年度) | 2022年度<br>(令和4年度) | 2023年度<br>(令和5年度) |
|----------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| サービス必要量 (回数/月) | 19.8              | 19.8              | 19.8              |
| 利用者数 (人数/月)    | 3                 | 3                 | 3                 |
| 給付費 (千円/年)     | 740               | 741               | 741               |

### 4 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

主治医の判断に基づき、理学療法士<sup>注1</sup>や作業療法士<sup>注2</sup>などが家庭を訪問し、心身機能の維持回復及び日常生活の自立支援を目的に、必要なリハビリテーションを行うサービスです。

図表 4-1-6 訪問リハビリテーション

|                | 2021年度<br>(令和3年度) | 2022年度<br>(令和4年度) | 2023年度<br>(令和5年度) |
|----------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| サービス必要量 (回数/月) | 1,063.8           | 1,063.8           | 1,075.7           |
| 利用者数 (人数/月)    | 81                | 81                | 82                |
| 給付費 (千円/年)     | 36,895            | 36,916            | 37,324            |

図表 4-1-7 介護予防訪問リハビリテーション

|                | 2021年度<br>(令和3年度) | 2022年度<br>(令和4年度) | 2023年度<br>(令和5年度) |
|----------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| サービス必要量 (回数/月) | 393.3             | 393.3             | 393.3             |
| 利用者数 (人数/月)    | 27                | 27                | 27                |
| 給付費 (千円/年)     | 13,516            | 13,524            | 13,524            |

注1 理学療法士：厚生労働大臣の免許を受けて、医師の指示の下に、理学療法を行う者。理学療法とは身体に障害のある人に対して、主としてその基本動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行わせ、また、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えることをいう。

注2 作業療法士：厚生労働大臣の免許を受けて、医師の指示の下に、作業療法を行う者。作業療法とは心身に障害のある人又はそのおそれのある人に対して、主としてその応用動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、手芸や工作その他の作業を行わせることをいう。

## 5 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

要介護・要支援者に対し、病院や診療所の医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が定期的に療養上の管理及び指導等を行うサービスです。

図表 4-1-8 居宅療養管理指導

|             | 2021 年度<br>(令和 3 年度) | 2022 年度<br>(令和 4 年度) | 2023 年度<br>(令和 5 年度) |
|-------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 利用者数 (人数/月) | 247                  | 248                  | 250                  |
| 給付費 (千円/年)  | 21,589               | 21,686               | 21,861               |

図表 4-1-9 介護予防居宅療養管理指導

|             | 2021 年度<br>(令和 3 年度) | 2022 年度<br>(令和 4 年度) | 2023 年度<br>(令和 5 年度) |
|-------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 利用者数 (人数/月) | 24                   | 24                   | 24                   |
| 給付費 (千円/年)  | 2,463                | 2,464                | 2,464                |

## 6 通所介護

事業所で、入浴・排せつ・食事などの介護、その他の日常生活の世話や機能訓練を行うサービスです。

図表 4-1-10 通所介護

|                | 2021 年度<br>(令和 3 年度) | 2022 年度<br>(令和 4 年度) | 2023 年度<br>(令和 5 年度) |
|----------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| サービス必要量 (回数/月) | 2,842.2              | 2,853.0              | 2,866.9              |
| 利用者数 (人数/月)    | 213                  | 214                  | 215                  |
| 給付費 (千円/年)     | 258,715              | 259,681              | 260,864              |

## 7 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

心身機能の維持回復及び日常生活の自立支援等を目的に、要介護・要支援者に対し必要なリハビリテーションを提供するサービスです。

図表 4-1-11 通所リハビリテーション

|                | 2021 年度<br>(令和 3 年度) | 2022 年度<br>(令和 4 年度) | 2023 年度<br>(令和 5 年度) |
|----------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| サービス必要量 (回数/月) | 4,706.5              | 4,706.5              | 4,717.4              |
| 利用者数 (人数/月)    | 508                  | 508                  | 509                  |
| 給付費 (千円/年)     | 466,400              | 466,659              | 467,837              |

図表 4-1-12 介護予防通所リハビリテーション

|             | 2021 年度<br>(令和 3 年度) | 2022 年度<br>(令和 4 年度) | 2023 年度<br>(令和 5 年度) |
|-------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 利用者数 (人数/月) | 231                  | 231                  | 231                  |
| 給付費 (千円/年)  | 88,554               | 88,603               | 88,603               |

## 8 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

要介護・要支援者を対象に、介護者が疾病や出産・社会的行事・休養や旅行等の理由により一時的に介護が困難になった場合、要介護・要支援者を短期間特別養護老人ホーム等で介護するサービスです。

図表 4-1-13 短期入所生活介護

|                | 2021 年度<br>(令和 3 年度) | 2022 年度<br>(令和 4 年度) | 2023 年度<br>(令和 5 年度) |
|----------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| サービス必要量 (日数/月) | 457.1                | 457.1                | 457.1                |
| 利用者数 (人数/月)    | 44                   | 44                   | 44                   |
| 給付費 (千円/年)     | 45,026               | 45,051               | 45,051               |

図表 4-1-14 介護予防短期入所生活介護

|                | 2021 年度<br>(令和 3 年度) | 2022 年度<br>(令和 4 年度) | 2023 年度<br>(令和 5 年度) |
|----------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| サービス必要量 (日数/月) | 3.9                  | 3.9                  | 3.9                  |
| 利用者数 (人数/月)    | 1                    | 1                    | 1                    |
| 給付費 (千円/年)     | 323                  | 323                  | 323                  |

## 9 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

要介護・要支援者が、老人保健施設等に短期間入所し、看護や医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療等を受けるサービスです。

図表 4-1-15 短期入所療養介護

|                | 2021 年度<br>(令和 3 年度) | 2022 年度<br>(令和 4 年度) | 2023 年度<br>(令和 5 年度) |
|----------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| サービス必要量 (日数/月) | 233.5                | 233.5                | 233.5                |
| 利用者数 (人数/月)    | 44                   | 44                   | 44                   |
| 給付費 (千円/年)     | 31,732               | 31,750               | 31,750               |

図表 4-1-16 短期入所療養介護（病院等・介護医療院）

|                | 2021 年度<br>(令和 3 年度) | 2022 年度<br>(令和 4 年度) | 2023 年度<br>(令和 5 年度) |
|----------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| サービス必要量 (日数/月) | 0                    | 0                    | 0                    |
| 利用者数 (人数/月)    | 0                    | 0                    | 0                    |
| 給付費 (千円/年)     | 0                    | 0                    | 0                    |

図表 4-1-17 介護予防短期入所療養介護（老健）

|                | 2021 年度<br>(令和 3 年度) | 2022 年度<br>(令和 4 年度) | 2023 年度<br>(令和 5 年度) |
|----------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| サービス必要量 (日数/月) | 0                    | 0                    | 0                    |
| 利用者数 (人数/月)    | 0                    | 0                    | 0                    |
| 給付費 (千円/年)     | 0                    | 0                    | 0                    |

図表 4-1-18 介護予防短期入所療養介護（病院等・介護医療院）

|                | 2021 年度<br>(令和 3 年度) | 2022 年度<br>(令和 4 年度) | 2023 年度<br>(令和 5 年度) |
|----------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| サービス必要量 (日数/月) | 0                    | 0                    | 0                    |
| 利用者数 (人数/月)    | 0                    | 0                    | 0                    |
| 給付費 (千円/年)     | 0                    | 0                    | 0                    |

## 10 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

介護保険上の指定を受けた有料老人ホームや軽費老人ホーム等に入所している要介護・要支援者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護，日常生活上の援助，機能訓練等を行うサービスです。

図表 4-1-19 特定施設入所者生活介護

|             | 2021 年度<br>(令和 3 年度) | 2022 年度<br>(令和 4 年度) | 2023 年度<br>(令和 5 年度) |
|-------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 利用者数 (人数/月) | 58                   | 58                   | 58                   |
| 給付費 (千円/年)  | 133,459              | 133,533              | 133,533              |

図表 4-1-20 介護予防特定施設入所者生活介護

|             | 2021 年度<br>(令和 3 年度) | 2022 年度<br>(令和 4 年度) | 2023 年度<br>(令和 5 年度) |
|-------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 利用者数 (人数/月) | 0                    | 0                    | 0                    |
| 給付費 (千円/年)  | 0                    | 0                    | 0                    |

## 11 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

要介護・要支援者の日常生活上の自立を助ける用具や機能訓練のための用具を貸与するサービスです。

図表 5-1-21 福祉用具貸与

|             | 2021 年度<br>(令和 3 年度) | 2022 年度<br>(令和 4 年度) | 2023 年度<br>(令和 5 年度) |
|-------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 利用者数 (人数/月) | 654                  | 657                  | 661                  |
| 給付費 (千円/年)  | 98,497               | 99,107               | 99,703               |

図表 5-1-22 介護予防福祉用具貸与

|             | 2021 年度<br>(令和 3 年度) | 2022 年度<br>(令和 4 年度) | 2023 年度<br>(令和 5 年度) |
|-------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 利用者数 (人数/月) | 229                  | 229                  | 227                  |
| 給付費 (千円/年)  | 17,273               | 17,273               | 17,115               |

## 12 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

要介護・要支援者の日常生活上の自立を助ける用具のうち、貸与になじまない排せつ・入浴に関する用具について、その購入費用の一部を支給するものです。

図表 5-1-23 特定福祉用具購入費

|             | 2021 年度<br>(令和 3 年度) | 2022 年度<br>(令和 4 年度) | 2023 年度<br>(令和 5 年度) |
|-------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 利用者数 (人数/月) | 15                   | 15                   | 15                   |
| 給付費 (千円/年)  | 4,345                | 4,345                | 4,345                |

図表 5-1-24 特定介護予防福祉用具購入費

|             | 2021 年度<br>(令和 3 年度) | 2022 年度<br>(令和 4 年度) | 2023 年度<br>(令和 5 年度) |
|-------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 利用者数 (人数/月) | 4                    | 4                    | 4                    |
| 給付費 (千円/年)  | 1,369                | 1,369                | 1,369                |

### 13 住宅改修費・介護予防住宅改修費

生活する環境を整えるために必要と認められる小規模な住宅改修を行った場合に、住宅改修に要した費用の一部を支給するものです。

図表 4-1-25 住宅改修費

|             | 2021 年度<br>(令和 3 年度) | 2022 年度<br>(令和 4 年度) | 2023 年度<br>(令和 5 年度) |
|-------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 利用者数 (人数/月) | 18                   | 18                   | 18                   |
| 給付費 (千円/年)  | 16,029               | 16,029               | 16,029               |

図表 4-1-26 介護予防住宅改修費

|             | 2021 年度<br>(令和 3 年度) | 2022 年度<br>(令和 4 年度) | 2023 年度<br>(令和 5 年度) |
|-------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 利用者数 (人数/月) | 8                    | 8                    | 8                    |
| 給付費 (千円/年)  | 7,653                | 7,653                | 7,653                |

### 14 居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援・介護予防支援事業所は、利用者の意向をもとにした介護支援専門員（ケアマネジャー）によるケアプランの作成や、サービス提供事業者等との連絡調整など居宅サービス利用に係る総合調整を行うものです。

図表 4-1-27 居宅介護支援

|             | 2021 年度<br>(令和 3 年度) | 2022 年度<br>(令和 4 年度) | 2023 年度<br>(令和 5 年度) |
|-------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 利用者数 (人数/月) | 939                  | 944                  | 950                  |
| 給付費 (千円/年)  | 156,137              | 157,100              | 158,125              |

図表 4-1-28 介護予防支援

|             | 2021 年度<br>(令和 3 年度) | 2022 年度<br>(令和 4 年度) | 2023 年度<br>(令和 5 年度) |
|-------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 利用者数 (人数/月) | 388                  | 388                  | 385                  |
| 給付費 (千円/年)  | 20,754               | 20,765               | 20,605               |

## 第2節 施設サービスの見込量

### 【基本的な考え方】

施設サービスについては、これまでの施設整備や入所待機者の状況などを考慮したうえで、本計画では、基本的には現状維持として各年度の介護サービス見込量を設定します。

### 1 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護を必要とする要介護者の生活の場として、介護や食事・入浴等の日常生活上の支援が行われる施設です。

図表 4-2-1 介護老人福祉施設

|             | 2021年度<br>(令和3年度) | 2022年度<br>(令和4年度) | 2023年度<br>(令和5年度) |
|-------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 利用者数 (人数/月) | 243               | 243               | 243               |
| 給付費 (千円/年)  | 745,485           | 745,899           | 745,899           |

### 2 介護老人保健施設（老人保健施設）

在宅への復帰を目標として要介護高齢者を対象に、リハビリテーションや介護・看護を中心とした医療ケアと日常生活の支援を行う施設です。

図表 4-2-2 介護老人保健施設

|             | 2021年度<br>(令和3年度) | 2022年度<br>(令和4年度) | 2023年度<br>(令和5年度) |
|-------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 利用者数 (人数/月) | 371               | 371               | 371               |
| 給付費 (千円/年)  | 1,329,741         | 1,330,479         | 1,330,479         |

### 3 介護医療院

介護療養型医療施設に代わり、長期的な医療と介護の両方を必要とする高齢者を対象に、「日常的な医学管理」等の医療機能と「生活施設」としての機能を提供できる施設です。

図表 4-2-3 介護医療院

|             | 2021年度<br>(令和3年度) | 2022年度<br>(令和4年度) | 2023年度<br>(令和5年度) |
|-------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 利用者数 (人数/月) | 60                | 60                | 60                |
| 給付費 (千円/年)  | 249,875           | 250,013           | 250,013           |

#### 4 介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり、病状は安定しているものの、長期間の療養が必要な方の施設（病院）です。2017年度末（平成28年度末）に廃止となりましたが、介護療養型医療施設の全面廃止までには一定期間の猶予があります。

図表 4-2-4 介護療養型医療施設

|                | 2021年度<br>(令和3年度) | 2022年度<br>(令和4年度) | 2023年度<br>(令和5年度) |
|----------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 利用者数<br>(人数/月) | 1                 | 1                 | 1                 |
| 給付費<br>(千円/年)  | 5,199             | 5,202             | 5,202             |



### 第3節 地域密着型サービス等の見込量

#### 【基本的な考え方】

要介護者に対する地域密着型サービス量の見込み及び要支援者に対する介護予防地域密着型サービス量の見込みに当たっては、2020年度（令和2年度）の利用実績を基礎として、必要な要素を総合的に勘案し、期間中の整備計画に基づいて、各年度におけるサービスの種類ごとの見込量を設定します。

図表 4-3-1 地域密着型サービスの必要利用定員総数

|                                     | 2020年度<br>(令和2年度) | 2021年度<br>(令和3年度) | 2022年度<br>(令和4年度) | 2023年度<br>(令和5年度) |
|-------------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| <b>認知症対応型共同生活介護</b>                 |                   |                   |                   |                   |
| 新規整備数                               |                   | 0                 | 0                 | 0(1)箇所            |
|                                     |                   | 0                 | 0                 | 0~18人             |
| 整備総数                                | 15箇所              | 15箇所              | 15箇所              | 15~16箇所           |
| 定員総数                                | 216人              | 216人              | 216人              | 216~234人          |
| <b>地域密着型特定施設</b>                    |                   |                   |                   |                   |
| 新規整備数                               |                   | 新規整備見込みなし         |                   |                   |
| 整備総数                                | 1箇所               | 0                 | 0                 | 0                 |
| 定員総数                                | 29床               | 0                 | 0                 | 0                 |
| <b>地域密着型介護老人福祉施設</b>                |                   |                   |                   |                   |
| 新規整備数                               |                   | 新規整備見込みなし         |                   |                   |
| 整備総数                                | 3箇所               | 3箇所               | 3箇所               | 3箇所               |
| 定員総数                                | 78人               | 78人               | 78人               | 78人               |
| <b>小規模多機能型居宅介護（看護小規模多機能型居宅介護含む）</b> |                   |                   |                   |                   |
| 新規整備数                               |                   | 新規整備見込みなし         |                   |                   |
| 整備総数                                | 5箇所               | 5箇所               | 5箇所               | 5箇所               |
| 定員総数                                | 141人              | 141人              | 141人              | 141人              |

注：( )は、増設

## 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的、または密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。

図表 4-3-2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

|             | 2021 年度<br>(令和 3 年度) | 2022 年度<br>(令和 4 年度) | 2023 年度<br>(令和 5 年度) |
|-------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 利用者数 (人数/月) | 7                    | 7                    | 7                    |
| 給付費 (千円/年)  | 20,945               | 20,957               | 20,957               |

## 2 夜間対応型訪問介護

夜間、定期的な巡回訪問や通報を受けて、居家で要介護者がホームヘルパー（訪問介護員）により行われる入浴・排泄・食事等の介護その他日常生活上の世話等を受けることができるサービスです。

このサービスは、オペレーションシステムの導入など、初期投資を必要とする都市型サービスであり、人口規模や必要量の見込みから事業所の参入がなく第 8 期計画期間の必要量等は見込んでいません。

## 3 地域密着型通所介護

定員数 18 人以下の小規模デイサービス（入浴・排せつ・食事などの介護、その他の日常生活の世話や機能訓練を行うサービス）です。

図表 4-3-3 地域密着型通所介護

|                | 2021 年度<br>(令和 3 年度) | 2022 年度<br>(令和 4 年度) | 2023 年度<br>(令和 5 年度) |
|----------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| サービス必要量 (回数/月) | 1,623.5              | 1,637.7              | 1,652.7              |
| 利用者数 (人数/月)    | 142                  | 143                  | 144                  |
| 給付費 (千円/年)     | 171,311              | 172,963              | 174,842              |

## 4 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の要介護・要支援者が、入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けることができるサービスです。本市においては、通所型のサービス事業所は多数あり、事業所の参入もないことから第 8 期計画期間の必要量等は見込んでいません。

## 5 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

要介護・要支援者の様態や希望に応じてサービス拠点への「通い」を中心に、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けることができるサービスです。

図表 4-3-4 小規模多機能居宅介護

|             | 2021 年度<br>(令和 3 年度) | 2022 年度<br>(令和 4 年度) | 2023 年度<br>(令和 5 年度) |
|-------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 利用者数 (人数/月) | 94                   | 95                   | 95                   |
| 給付費 (千円/年)  | 211,096              | 214,444              | 214,444              |

図表 4-3-5 介護予防小規模多機能居宅介護

|             | 2021 年度<br>(令和 3 年度) | 2022 年度<br>(令和 4 年度) | 2023 年度<br>(令和 5 年度) |
|-------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 利用者数 (人数/月) | 16                   | 16                   | 16                   |
| 給付費 (千円/年)  | 13,263               | 13,271               | 13,271               |

## 6 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の要介護者等が共同で生活できる場で、食事・入浴などの介護や機能訓練を受けることができるサービスです。

図表 4-3-6 認知症対応型共同生活介護

|             | 2021 年度<br>(令和 3 年度) | 2022 年度<br>(令和 4 年度) | 2023 年度<br>(令和 5 年度) |
|-------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 利用者数 (人数/月) | 216                  | 216                  | 216                  |
| 給付費 (千円/年)  | 656,634              | 656,998              | 656,687              |

図表 4-3-7 介護予防認知症対応型共同生活介護

|             | 2021 年度<br>(令和 3 年度) | 2022 年度<br>(令和 4 年度) | 2023 年度<br>(令和 5 年度) |
|-------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 利用者数 (人数/月) | 0                    | 0                    | 0                    |
| 給付費 (千円/年)  | 0                    | 0                    | 0                    |

## 7 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員 29 人以下の有料老人ホーム等に入居している利用者が、排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話を受けることができるサービスです。本市においては、第 8 期計画期間において必要量は見込んでいません。

## 8 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員 29 人以下の介護老人福祉施設に入所している利用者が、入浴・排せつ・食事などの介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話などを受けることができるサービスです。

図表 4-3-8 地域密着型老人福祉施設入所者生活介護

|             | 2021 年度<br>(令和 3 年度) | 2022 年度<br>(令和 4 年度) | 2023 年度<br>(令和 5 年度) |
|-------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 利用者数 (人数/月) | 78                   | 78                   | 78                   |
| 給付費 (千円/年)  | 266,440              | 266,588              | 266,588              |

## 9 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供するサービスです。本市においては、第 8 期計画の必要量は見込んでいません。

## 第5章 地域支援事業の見込み

地域支援事業とは、高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するためのサービスを提供するものです。

### 1 地域支援事業について

要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的ケアマネジメントを強化する観点から、本市が主体となり、既存の介護事業所、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体と連携しながら、地域支援事業を実施します。地域支援事業は、①介護予防・日常生活支援総合事業、②包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業、③包括的支援事業（社会保障充実分）で構成されます。

図表 5-1-1 地域支援事業の体系

| 区分                             | 事業内容                          |
|--------------------------------|-------------------------------|
| 1 介護予防・日常生活支援総合事業              | (1) 訪問型サービス(第1号訪問事業)          |
|                                | (2) 通所型サービス(第1号通所事業)          |
|                                | (3) その他生活支援サービス(第1号生活支援事業)    |
|                                | (4) 介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業) |
|                                | (5) 審査支払手数料                   |
|                                | (6) 高額介護予防サービス費相当事業等          |
|                                | (7) 一般介護予防事業                  |
| 2 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業 | (1) 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)    |
|                                | (2) 任意事業                      |
| 3 包括的支援事業(社会保障充実分)             | (1) 在宅医療・介護連携推進事業             |
|                                | (2) 生活支援体制整備事業                |
|                                | (3) 認知症初期集中支援推進事業             |
|                                | (4) 認知症地域支援・ケア向上事業            |
|                                | (5) 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業    |
|                                | (6) 地域ケア会議推進事業                |

## 2 地域支援事業の費用の見込み

図表 5-1-2 地域支援事業の費用の見込み

(単位:千円)

| 区分                           | 2021年度<br>(令和3年度) | 2022年度<br>(令和4年度) | 2023年度<br>(令和5年度) |
|------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 介護予防・日常生活支援総合事業費             | 147,546           | 147,546           | 147,546           |
| 訪問介護相当サービス                   | 46,408            | 46,408            | 46,408            |
| 訪問型サービスA                     | 0                 | 0                 | 0                 |
| 通所介護相当サービス                   | 47,194            | 47,194            | 47,194            |
| 通所型サービスA                     | 96                | 96                | 96                |
| 通所型サービスB                     | 0                 | 0                 | 0                 |
| 介護予防マネジメント                   | 34,736            | 34,736            | 34,736            |
| 介護予防把握事業                     | 183               | 183               | 183               |
| 介護予防普及啓発事業                   | 6,501             | 6,501             | 6,501             |
| 地域介護予防活動支援事業                 | 11,031            | 11,031            | 11,031            |
| 一般介護予防事業評価事業                 | 0                 | 0                 | 0                 |
| 地域リハビリテーション活動支援事業            | 186               | 186               | 186               |
| 上記以外の介護予防・日常生活総合事業           | 1,211             | 1,211             | 1,211             |
| 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業 | 77,582            | 77,582            | 77,582            |
| 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)       | 15,385            | 15,385            | 15,385            |
| 任意事業                         | 62,197            | 62,197            | 62,197            |
| 包括的支援事業(社会保障充実分)             | 10,212            | 10,212            | 10,212            |
| 在宅医療・介護連携推進事業                | 1,018             | 1,018             | 1,018             |
| 生活支援体制整備事業                   | 8,555             | 8,555             | 8,555             |
| 認知症初期集中支援推進事業                | 320               | 320               | 320               |
| 認知症地域支援・ケア向上事業               | 168               | 168               | 168               |
| 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業       | 0                 | 0                 | 0                 |
| 地域ケア会議推進事業                   | 151               | 151               | 151               |
| 地域支援事業費 合計                   | 235,340           | 235,340           | 235,340           |

### 3 第1号訪問事業の見込み

訪問介護員（ホームヘルパー）等が家庭を訪問し、入浴・排せつ・食事などの介護や身のまわりの世話をするサービスです。

図表 5-1-3 訪問介護相当サービス

|             | 2021年度<br>(令和3年度) | 2022年度<br>(令和4年度) | 2023年度<br>(令和5年度) |
|-------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 利用者数 (人数/月) | 201               | 201               | 201               |
| 事業費 (千円/年)  | 46,408            | 46,408            | 46,408            |

### 4 第1号通所事業の見込み

事業所で、入浴・排せつ・食事などの介護、その他の日常生活の世話や機能訓練を行うサービスです。

図表 5-1-4 通所介護相当サービス

|             | 2021年度<br>(令和3年度) | 2022年度<br>(令和4年度) | 2023年度<br>(令和5年度) |
|-------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 利用者数 (人数/月) | 138               | 138               | 138               |
| 事業費 (千円/年)  | 47,194            | 47,194            | 47,194            |

図表 5-1-5 通所型サービス A

|             | 2021年度<br>(令和3年度) | 2022年度<br>(令和4年度) | 2023年度<br>(令和5年度) |
|-------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 利用者数 (人数/月) | 1                 | 1                 | 1                 |
| 事業費 (千円/年)  | 96                | 96                | 96                |

### 5 第1号介護予防支援事業の見込み

地域包括支援センター・介護予防支援事業所は、利用者の意向をもとにした介護支援専門員（ケアマネジャー）によるケアプランの作成や、サービス提供事業者等との連絡調整など居宅サービス利用に係る総合調整を行うものです。

図表 5-1-6 介護予防ケアマネジメント

|             | 2021年度<br>(令和3年度) | 2022年度<br>(令和4年度) | 2023年度<br>(令和5年度) |
|-------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 利用者数 (人数/月) | 135               | 135               | 135               |
| 事業費 (千円/年)  | 34,736            | 34,736            | 34,736            |

## 第6章 第1号被保険者の介護保険料の設定

### 第1節 第8期第1号被保険者の介護保険料

#### 1 第8期介護保険料の算定

第1号被保険者の負担相当額は、総給付費に特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料を加えた標準給付費と地域支援事業費の総額に第1号被保険者負担割合を乗じて算定されます。

[第1号被保険者の負担相当額]

(標準給付費+地域支援事業費) × 23% (第1号被保険者負担割合)

#### (1) 標準給付費の見込み

第8期の3箇年に要する標準給付費は、介護報酬のプラス改定を考慮して次のとおり見込みます。第8期期間中の標準給付費見込額は、約171億3,191万円で、第7期計画策定時の見込額と比較して、約20億3,480万円の増となっています。

図表 6-1-1 計画期間における標準給付費見込額

(単位:千円)

| 区分                             | 令和3年度     | 令和4年度     | 令和5年度     | 合計         |
|--------------------------------|-----------|-----------|-----------|------------|
| 総給付費                           | 5,372,757 | 5,385,314 | 5,391,069 | 16,149,140 |
| 特定入所者介護サービス費等給付額<br>(財政影響額調整後) | 194,633   | 195,024   | 195,546   | 585,202    |
| 特定入所者介護サービス費等給付額               | 194,633   | 195,024   | 195,546   | 585,202    |
| 特定入所者介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額      | 0         | 0         | 0         | 0          |
| 高額介護サービス費等給付額<br>(財政影響額調整後)    | 118,317   | 118,126   | 118,442   | 354,885    |
| 高額介護サービス費等給付額                  | 119,173   | 119,412   | 119,732   | 358,317    |
| 高額介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額         | 856       | 1,286     | 1,290     | 3,432      |
| 高額医療合算介護サービス費等給付額              | 10,469    | 10,490    | 10,518    | 31,478     |
| 算定対象審査支払手数料                    | 3,726     | 3,734     | 3,744     | 11,204     |
| 標準給付費見込額                       | 5,699,902 | 5,712,688 | 5,719,319 | 17,131,909 |

注1:総給付費は、介護給付費と介護予防給付費の合計

注2:千円未満四捨五入により合計金額が合わない場合がある。

## (2) 地域支援事業費の見込み

地域支援事業費は、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び包括的支援事業（社会保障充実分）で構成されます。

図表 6-1-2 地域支援事業費の見込み

（単位：千円）

|            | 2021年度<br>（令和3年度） | 2022年度<br>（令和4年度） | 2023年度<br>（令和5年度） | 合計      |
|------------|-------------------|-------------------|-------------------|---------|
| 地域支援事業費見込額 | 235,340           | 235,340           | 235,340           | 706,021 |

注：千円未満四捨五入により合計金額が合わない場合がある。

## (3) 第1号被保険者の負担相当額の見込み

標準給付費見込額及び地域支援事業費見込額に第1号被保険者負担割合を乗じて第8期期間中の保険料算定の基礎となる第1号被保険者負担分を次のとおり見込みます。

図表 6-1-3 第1号被保険者の負担相当額の見込み

（単位：千円）

|                          | 2021年度<br>（令和3年度） | 2022年度<br>（令和4年度） | 2023年度<br>（令和5年度） | 合計         |
|--------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------|
| 標準給付費見込額（A）              | 5,699,902         | 5,712,688         | 5,719,319         | 17,131,909 |
| 地域支援事業見込額（B）             | 235,340           | 235,340           | 235,340           | 706,021    |
| 第1号被保険者負担分相当額（C）＝（A）＋（B） | 5,935,242         | 5,948,028         | 5,954,659         | 17,837,929 |
| 第1号被保険者負担分相当額（C）×23%     | 1,365,106         | 1,368,046         | 1,369,571         | 4,102,724  |

注：千円未満四捨五入により合計金額が合わない場合がある。

## 2 第8期介護保険料の所得段階区分

第1号被保険者の介護保険料は、所得金額等に応じて段階ごとに区分されています。標準的な段階は国が定めており、所得段階ごとの保険料の額は、基準となる保険料額に一定の率を乗じて算定されます。市の第8期における段階区分は、国の標準段階どおり9段階とし、段階ごとの所得基準額についても原則国の標準どおりとします。また、第6期から引き続き、低所得者の保険料を軽減するため、公費を投入する仕組みが設けられています。

図表 6-1-4 第1号被保険者の所得段階区分と保険料率

| 所得段階 | 対象者  | 基準額に掛ける倍率      |
|------|--|----------------|
| 第1段階 | 生活保護受給者または、世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円以下 | 0.50<br>(0.30) |
| 第2段階 | 世帯全員が市町村民税非課税<br>(本人の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円超120万円以下)  | 0.75<br>(0.50) |
| 第3段階 | 世帯全員が市町村民税非課税<br>(本人の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が120万円超)        | 0.75<br>(0.70) |
| 第4段階 | 課税世帯で本人が市町村民税非課税<br>(合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円以下)        | 0.90           |
| 第5段階 | 課税世帯で本人が市町村民税非課税<br>(上記以外)                             | 1.00<br>(基準額)  |
| 第6段階 | 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円未満                             | 1.20           |
| 第7段階 | 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満                      | 1.30           |
| 第8段階 | 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満                      | 1.50           |
| 第9段階 | 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が320万円以上                             | 1.70           |

※ 第1段階から第3段階までは、国の軽減措置により（ ）内の率となります。

### 3 第8期介護保険料の設定

第8期介護保険料の基準額は、標準給付費、地域支援事業費、第1号被保険者の負担割合及び所得段階区分に基づき算定した結果、6,949円程度になると見込まれます。給付費等の上昇に伴い、介護保険料の水準も上がることとなりますが、保険料の上昇を抑制するため、介護保険財政調整基金8,000万円を取り崩し、それを保険料に充てることで、最終的な第8期介護保険料基準額を次のとおり設定しました。

#### 第8期介護保険料基準額 6,791円（7期より791円の増）

図表 7-1-5 第8期の第1号被保険者の保険料 (単位：円)

| 所得段階 | 基準額に対する<br>負担割合 | 標準月額及び介護保険料額 |           |
|------|-----------------|--------------|-----------|
|      |                 | 標準月額         | 介護保険料(年額) |
| 第1段階 | 基準額×0.30        | 2,037        | 24,400    |
| 第2段階 | 基準額×0.50        | 3,396        | 40,700    |
| 第3段階 | 基準額×0.70        | 4,754        | 57,000    |
| 第4段階 | 基準額×0.90        | 6,112        | 73,300    |
| 第5段階 | 基準額             | 6,791        | 81,400    |
| 第6段階 | 基準額×1.20        | 8,149        | 97,700    |
| 第7段階 | 基準額×1.30        | 8,828        | 105,900   |
| 第8段階 | 基準額×1.50        | 10,187       | 122,200   |
| 第9段階 | 基準額×1.70        | 11,545       | 138,500   |

## 《資料編》

- 1 指宿市成年後見制度利用促進基本計画
- 2 指宿市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱
- 3 指宿市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会名簿

## 指宿市成年後見制度利用促進基本計画

《現状》

### ○成年後見制度利用促進基本計画の位置付け

高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者のほか、身寄りのない高齢者や虐待を受ける高齢者が増加することが予想され、成年後見制度への需要が増大すると見込まれます。

こうした状況の中、国は「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下、成年後見制度利用促進法と言う。）」を平成 28 年 4 月に公布し、同年 5 月に施行しました。成年後見制度利用促進法では、市町村は国の成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

同計画は、既存の法定計画等と一体的に策定することが可能となっており、指宿市においては、成年後見制度利用促進等に関する取組を「指宿市第 8 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」及び「指宿市第 6 期障害者福祉計画」に記載することにより、「指宿市成年後見制度利用促進基本計画」に位置付けました。

### ○成年後見制度の利用支援

成年後見制度に関する相談件数は、権利擁護意識の高まりに伴い、全国的に増加しており、身寄りのない高齢者や虐待を受けた高齢者等、親族による申立てが見込めない人が、認知症や精神疾患等の理由により判断能力が不十分になった際に行う、市長申立ての件数が年々増加しています。

《具体的な事務事業と目指す成果》

### ○権利擁護支援のためのネットワーク

指宿市役所に「広報機能」及び「相談機能」、「成年後見制度利用促進機能」を備えた中核機関を設置し、成年後見制度を必要な人が誰でも利用できるよう支援するとともに、その他の権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要なサービス等につなげる地域連携ネットワークの体制を整備します。なお、中核機関における、「後見人支援機能」については、段階的に取組を推進していきます。

成年後見制度の広報・啓発、同制度の利用相談を含めた権利擁護総合相談に取り組むほか、専門職・関係機関の協力体制を構築し、本人を見守る「チーム」として、意思決定支援・身上保護を重視した活動を早期に支援する体制を強化していきます。

また、法律・福祉の専門職団体や関係者による地域課題別ネットワーク会議（地域ケア会議）を開催し、成年後見制度の利用促進等について協議します。

### ○後見人の担い手育成及び活動支援

後見人の担い手不足を解消するため、親族後見人がスムーズに後見業務を受任できるよう、段階的に中核機関の機能を強化します。また、成年後見制度利用促進の更なる充実を図るため、法人後見センターの設置や市民後見人の育成についての調査研究を行います。

### ○成年後見制度等の権利擁護に関する周知

成年後見制度等の権利擁護に関する周知のため、パンフレット等を作成し、各種相談窓口を設置及び相談者や関係機関へ配布します。

また、成年後見制度等に関する出前講座等を開催し、制度の理解を深めます。

### ○成年後見制度利用支援事業の推進

成年後見制度の利用が必要にも関わらず、本人及び親族による申立てが見込めない場合、成年後見制度利用支援事業を活用し、市長による申立て支援等を行い、高齢者の権利擁護を推進します。

また、生活に困窮し、申立て費用や後見人等への報酬を負担できない等の理由により、成年後見制度を利用できないことがないよう、成年後見制度利用支援事業の拡充を図ります。

#### 年度毎スケジュール

|                                   | 令和3年度  | 令和4年度                    | 令和5年度   |
|-----------------------------------|--|--------------------------|---------|
| 成年後見制度利用促進計画                      | 第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画（成年後見制度利用促進計画）【令和3年度～令和5年度】 |                          | 次期計画の策定 |
| 中核機関                              |  | 市役所（地域包括支援センター・地域福祉課）に設置 |         |
| 法人後見センター                          | 法人後見センターの必要性や在り方についての調査研究                      |                          |         |
| 成年後見制度利用支援事業<br>（申立費用・後見人等への報酬助成） |  | 助成対象者の拡充                 |         |

## 指宿市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 指宿市高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定するため、指宿市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者福祉計画に関すること。
- (2) 介護保険事業計画に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、高齢者の福祉事業及び介護保険事業の推進に当たっての必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる区分により市長が委嘱する。

- (1) 保健医療関係団体代表者
- (2) 福祉関係団体代表者
- (3) 各種団体関係者
- (4) 被保険者代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会務を総理し委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長にともに事故あるときは、年長委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会長は、会議の運営に関し必要があると認めるときは、関係者に対し会議への出席を求め意見を述べさせ、若しくは説明させ又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部国保介護課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月18日から施行する。

第8期指宿市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員名簿

|    | 区分     | 所 属                               | 職名     | 氏 名    |
|----|--------|-----------------------------------|--------|--------|
| 1  | 保健医療機関 | 指宿医師会                             | 会長     | 宮菌 尊仁  |
| 2  |        | 指宿市歯科医師会                          | 専務理事   | 松元 一広  |
| 3  |        | 指宿市薬剤師会                           | 副会長    | 古賀 敏哉  |
| 4  | 福祉関係機関 | (老人福祉施設)<br>特別養護老人ホーム 湯之里園        | 施設長    | 肥後 啓子  |
| 5  |        | (老人保健施設)<br>介護老人保健施設 指宿温泉ケアサポート   | 事務長    | 有田 健司  |
| 6  |        | 鹿児島県認知症グループホーム連絡協議会<br>薩摩半島支部指宿地区 | 会長     | 上村 洋子  |
| 7  |        | 鹿児島県介護支援専門員協議会指宿支部                | 支部長    | 東 春美   |
| 8  |        | 指宿市社会福祉協議会                        | 会長     | 西元 文雄  |
| 9  | 各種関係機関 | 指宿市老人クラブ連合会                       | 副会長    | 片野田 道子 |
| 10 |        | 指宿市地域女性団体連絡協議会                    | 理事     | 有田 京子  |
| 11 |        | 指宿市食生活改善推進員連絡協議会                  | 会長     | 下吹越 都子 |
| 12 |        | 指宿市自治公民館連絡協議会                     | 理事     | 新宮領 進  |
| 13 |        | 指宿市民生委員・児童委員協議会連合会                | 会長     | 菅 鬼子男  |
| 14 |        | 指宿青年会議所                           | 副理事長   | 中園 宗伴  |
| 15 | 被保険者代表 | 被保険者代表                            | 1号被保険者 | 福山 幸一  |
| 16 |        | 被保険者代表                            | 1号被保険者 | 清野 みち子 |
| 17 |        | 被保険者代表                            | 2号被保険者 | 永田 孝子  |
| 18 |        | 被保険者代表                            | 2号被保険者 | 東中川 桂子 |